



やまのべ
くらしのガイドブック
Guide book of Yamanobe townspeople



お住まいになられた皆さんへ

山辺町は県都山形市に隣接し、白鷹山の山すそに広がる町で、およそ1万4千人が暮らしています。豊かな自然景観を持ち、水の恩恵を受けて、農業では米を中心に品質の高い果樹や花きなどを生産しています。ニットやじゅうたんに代表される繊維産業も品質の高さで全国屈指の産地となっています。また、地域活動や文化活動も活発に行われています。

誰にも真似のできない「もの」づくり、何にでも果敢に挑戦する「こころ」を時代と世代を越えて受け継いできたまち。これが“やまのべ”です。

「やまのべくらしのガイドブック」は、山辺町にお住まいになられたみなさんの日常生活にかかわりの深い制度や手続きなどを冊子としてまとめたものです。

町が行っていることや皆さんの生活の中でわからないことがありましたら、まっ先にこの「やまのべくらしのガイドブック」を開いてみてください。

また、裏表紙には、町のホームページアドレスを掲載しておりますので、併せてご活用ください。

※制度改正等により、年度中に内容が変更となる場合があります。

発行 山辺町
企画・編集 山辺町政策推進課
印刷 藤庄印刷株式会社

お住まいになられた皆さんへ	
項目別インデックス	2
役場・支所のご案内	4
組織機構図	5

施設・観光案内	47
各種相談	49
暮らしのダイヤル	50

1 暮らしの手続き

戸籍・登録・国民年金・税金

- 戸籍の届出…6 ●戸籍証明…6 ●住民登録…7 ●住民票の写しの交付・閲覧…8 ●印鑑登録…8 ●印鑑登録証明書…9
- 閉庁時の証明サービス…9 ●国民年金…10 ●年金の給付…11 ●納税…12 ●固定資産税…12 ●税証明…12
- 軽自動車等の登録・廃車・名義変更…13

6

2 すこやかな暮らし

健康・福祉・国保・介護保険

- 肺がん検診…14 ●生活習慣病などの予防…14 ●40歳からの健康…14 ●献血…14 ●母子健康手帳交付…15
- 母と子の健康…15 ●すこやかな子どもの成長…15 ●病気から身体を守ろう《予防接種》…15
- 日曜日に病気になったとき…16 ●国民健康保険…17 ●国保の給付…17 ●後期高齢者医療…22 ●福祉医療…22
- 介護保険…23 ●社会福祉…25 ●障がい者福祉…25 ●高齢者福祉…26 ●援護…26 ●児童福祉…26

14

3 美しく安心安全のまち

ごみ・衛生・水道・防災・交通安全

- 家庭ごみ収集…27 ●資源回収…28 ●し尿くみ取り…29 ●合併処理浄化槽の設置…29 ●公害…29 ●消費生活…29
- 町営住宅の入居…29 ●ペットを飼っている方…30 ●野鳥を飼養する場合…30 ●上水道…31 ●簡易水道など…31
- 下水道…31 ●火災…32 ●火災予防…32 ●災害互助会…32 ●救急…33 ●24時間 健康・医療相談サービス…33
- 災害…33 ●避難場所…34 ●防災放送自動音声応答システム…34 ●山辺町登録制メール…34 ●交通災害共済見舞金…34

27

4 快適な住みよいまち

土地・建物・道路・交通

- 都市計画区域の土地売買…35 ●都市施設の管理…35 ●土地取引の届出…35 ●建築…35 ●道路の掘削・占用…36
- 道路や水路に隣接した構造物…36 ●道路、橋、側溝…36 ●除雪…36 ●やまのべコミュニティバス…36 ●JR…36

35

5 活力のある産業のまち

農林水産業・商工業

- 農地の移転および転用…37 ●農業者年金…37 ●農業用使用済プラスチックの処理…37 ●農林水産業の融資制度…37
- 農地、農業用施設の補助金、原材料助成制度…37 ●勤労者支援…38 ●商工業振興…38

37

6 子育て安心・文化を育むまち

保育・学校・スポーツ・文化

- 保育所…39 ●認定こども園…39 ●学童保育…39 ●小・中学校…39 ●援助や貸し付け…40
- 社会教育…41 ●社会体育…41 ●町史…42 ●文化財…42 ●芸術文化…42

39

7 魅力あるまちづくり

地区委員・選挙・議会・広報広聴

- 地区委員の制度…43 ●選挙…44 ●議会…45 ●総合計画…45 ●統計…45 ●人材バンク…46
- 広報…46 ●広聴…46 ●要望など…46

43

仕事・成人

- 印鑑登録……………8
- 印鑑登録証明書……………9
- 国民年金……………10
- 納税……………12

- 介護保険……………23
- 社会福祉……………25

- 農地の移転および転用……………37
- 農業者年金……………37
- 農業用使用済プラスチックの処理……………37
- 農林水産業の融資制度……………37
- 農地、農業用施設の補助金、原材料助成制度……………37
- 勤労者支援……………38
- 商工業振興……………38

- 社会教育……………41
- 社会体育……………41

- 選挙……………44
- 議会……………45

子ども・学校

- 社会福祉……………25
- 児童福祉……………26

- 資源回収……………28

- 保育所……………39
- 認定こども園……………39
- 学童保育……………39
- 小・中学校……………39
- 援助や貸し付け……………40
- 社会教育……………41
- 社会体育……………41

結婚・誕生・育児

- 戸籍の届出……………6
- 休日の届出……………6

- 母子健康手帳交付……………15
- 母子健康……………15
- すこやかな子どもの成長……………15
- 病気から身体を守ろう（予防接種）……………15
- 福祉医療……………22
- 社会福祉……………25
- 児童福祉……………26

- 保育所……………39
- 認定こども園……………39
- 学童保育……………39
- 援助や貸し付け……………40

家族・マイホーム

- 戸籍の届出……………6
- 戸籍証明……………6
- 住民登録……………7
- 住民票の写しの交付・閲覧……………8
- 開庁時の証明サービス……………9
- 納税……………12
- 固定資産税……………12
- 税証明……………12
- 軽自動車等の登録・廃車・名義変更……………13

- 国民健康保険……………17
- 社会福祉……………25

- 家庭ごみ収集……………27
- 資源回収……………28
- し尿くみ取り……………28
- 合併処理浄化槽の設置……………28
- 消費生活……………29
- 町営住宅の入居……………29
- ペットを飼っている方……………30
- 野鳥を飼養する場合……………30
- 上水道……………31
- 簡易水道など……………31
- 下水道……………31
- 火災……………32
- 防災子弟……………32
- 災害互助会……………32
- 救急……………33
- 24時間健康・医療相談サービス……………33
- 災害……………33
- 避難場所……………34
- 防災放送自動音声放送システム……………34
- 山辺町登録制メーブル……………34
- 交通災害共済見舞金……………34

- 都市計画区域の土地売買……………35
- 建築……………35
- 道路や水路に隣接した構造物……………36

- 社会教育……………41
- 社会体育……………41

項目別 インデックス

こんなとき、
このページを…



病気・悩み 災害・救急

高齢者・福祉

まちづくり

- 肺がん検診……………14
- 生活習慣病などの予防 14
- 40歳からの健康 ……14
- 献血……………14
- すこやかな子どもの成長 15
- 病気から身体を守ろう
（予防接種）… 15
- 日曜日に病気になった
とき……………16
- 国民健康保険……………17
- 社会福祉……………25
- 障がい者福祉……………25
- 高齢者福祉……………26
- 援護……………26

- 公害……………29
- 消費生活……………29
- 火災……………32
- 救急……………33
- 災害……………33
- 避難場所……………34

- 商工業振興……………38

- 援助や貸し付け……………40

- 国民年金……………10
- 年金の給付……………11

- 後期高齢者医療……………22
- 福祉医療……………22
- 介護保険……………23
- 社会福祉……………25
- 障がい者福祉……………25
- 高齢者福祉……………26
- 援護……………26

- 農業者年金……………37

- 公害……………29

- 都市計画区域の
土地売買……………35
- 都市施設の管理……………35
- 土地取引の届出……………35
- 建築……………35
- 道路の掘削・占用……………36
- 道路や水路に隣接した
構造物……………36
- 道路、橋、側溝……………36
- 除雪……………36
- やまのべ
コミュニティバス……………36
- JR……………36

- 町史……………42
- 文化財……………42
- 芸術文化……………42

- 地区委員の制度……………43
- 選挙……………44
- 議会……………45
- 総合計画……………45
- 統計……………45
- 人材バンク……………46
- 広報……………46
- 広聴……………46
- 要望など……………46

1

2

3

4

5

6

7

役場・支所のご案内



執務時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 (祝日および12月29日～1月3日を除く)
 火曜日は一部の証明業務を午後7時まで延長
 しています。

山辺町役場

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5
 TEL023-667-1111 FAX023-667-1112
<http://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>

庁舎案内

3階	本会議場 正・副議長室 議員控室 議会事務局 監査委員室兼監査室 選挙管理委員会室 研修室 委員会室(1) 委員会室(2) 委員会室(3) 大会議室 小会議室
2階	町長室 副町長室 教育長室 応接室 正庁 資料室 総務課 防災対策課 政策推進課 建設課 教育委員会 健康相談室 相談室 会議室(1) 会議室(2)
1階	町民生活課 保健福祉課 産業課・農業委員会 税務課 会計課 町民談話室 警備室

※執務時間外は庁舎南側の休日・夜間出入口をご利用ください。



中支所

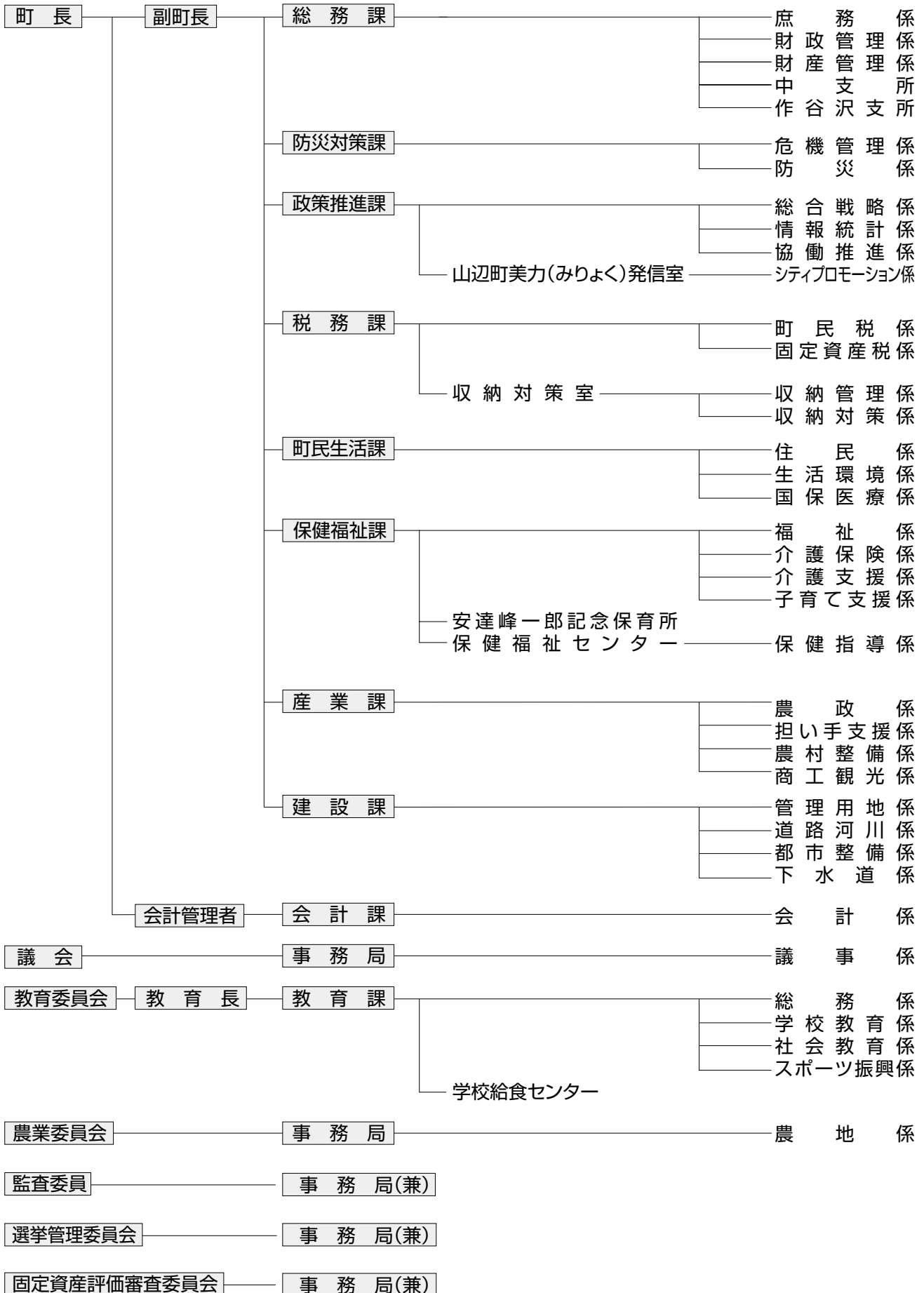
〒990-0341 山形県東村山郡山辺町大字大蔵1164-1
 TEL023-666-2113 FAX023-666-2332



作谷沢支所

〒990-0351 山形県東村山郡山辺町大字築沢3102-1
 TEL023-666-2121 FAX023-666-2333

組織機構図



戸 籍

戸籍の届出

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

私たちが日本国民であることを登録し、証明するのが戸籍です。個人の氏名、生年月日、父母との続柄、配偶者関係など、生まれてから亡くなるまでの事柄を登録、公証するもので、戸籍がおかれている場所がその人の本籍地です。戸籍の届け出（主に下表の届け出）の際は住民係へおいでください。

◆休日の届け出

出生や死亡、婚姻など各種戸籍の受け付けや埋火葬許可証の発行が、土・日・祝日などのときは委託業者が取り扱います。

戸籍証明

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

戸籍の証明は、それぞれの本籍地の市町村に請求してください。本籍地が山辺町の方は、住民係および支所で発行いたしますので身分を証明できる運転免許証などをご持参ください。

ただし、代理で請求するときは、委任した人が自署押印した委任状が必要です。不当な目的に使用したり、もしくはそのおそれがある場合には請求に応じられません。

戸籍に書かれている事柄を証明するものですが、用途によって戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）、除籍謄本、抄本、戸籍の附票の写し、身分証明、戸籍届け出受理証明などがあります。それぞれに請求できる方と手数料が決められています。（戸籍謄・抄本…1通450円 除籍謄・抄本…1通750円など）

こんなときは必ず届け出を

種類	いつまでに	どこに	だれが	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○父母の ・本籍地 ・所在地又は住所地 ○出生地	父または母 (上記の方が届け出できないときは問い合わせください)	届 け 書…1通 添 付 書 類…出生証明書(届け書についているものを医師または助産師に記入してもらってください) 注 意…命名は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、かたかなで 母子手帳、健康保険証をお持ちください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○死亡者の ・本籍地 ・死亡地 ○届出人の所在地	死亡者の親族または同居者 (上記の方が届け出できないときは問い合わせください)	届 け 書…1通 添 付 書 類…死亡診断書(届け書についているものを医師に記入してもらってください)または死体検案書
婚姻届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○夫、妻の ・本籍地 ・所在地又は住所地	夫および妻	届 け 書…1通 添 付 書 類…夫および妻の本籍地が他市町村の場合は戸籍謄本 注 意…証人(成人者2人)の署名が必要です。未成年者の婚姻の場合は父母の同意が必要です。
離婚届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○夫婦の ・本籍地 ・所在地又は住所地	夫および妻	届 け 書…1通 添 付 書 類…夫および妻の本籍地が他市町村の場合は戸籍謄本 注 意…証人(成人者2人)の署名が必要です。夫婦間の未成年の子については親権者を定めること。調停(裁判)離婚は確定日から10日以内に届出ください。(調停調書の謄本、確定証明書などの添付書類が必要ですが、証人は不要です)
転籍届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 父母の ・本籍地 ・所在地又は住所地 ・新本籍地	戸籍の筆頭者およびその配偶者	届 け 書…1通 添 付 書 類…戸籍謄本(町内転籍の場合は不要)

○火葬場(斎場)使用は、直接山形市役所へ申し込んでください。 山形市役所市民課 ☎641-1212

1

戸籍・登録
国民年金
税金

暮らしの手続き

登 録

住民登録

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

◆住民基本台帳（住民票）

住民異動の届けにより、住所や家族構成、転入転出が台帳に記録されます。台帳は、選挙人名簿への登録、国民健康保険、国民年金、各種行政サービスの基礎となります。

◆転出される方へ

転出届の際、転出証明書（無料）を受け取り、転入先で届け出てください。転出証明書の請求は郵送でもできます。また、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました。詳しくは7ページをご覧ください。

◆転入された方へ

転入届に併せて、児童手当や子育て支援医療、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、国民年金、妊婦健康診査受診票の交付、転校手続きなどそれぞれの担当係へ届け出てください。

種 類	いつまでに	どこに	だれが	届け出に必要なもの		
				国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	国民年金手帳	前住所地の 転出証明書
転入届	新住所を定めた日から 14日以内	住民係 または 支所	本人 または 世帯主		○	○
転居届 (町内で住所を 変えたとき)				○		
転出届	転出予定日の 前後14日 以内			○		
世帯変更届 (世帯主の変更) 世帯分離 世帯合併	変更を生じた日から 14日以内			○		

※国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・国民年金手帳は加入している方だけです。

マイナンバーカードや住民基本台帳カード（住基カード）を持っている場合

“マイナンバーカードや住基カードを持っている方”や“マイナンバーカードや住基カードを持っている方のいる世帯”が届け出をする際は、必ずカードを持参ください。

※なお、転入届け出時は、暗証番号の入力が必要となります。詳しくは住民係にお問い合わせください。

マイナポータルからオンラインで 転出届けを提出できるようになりました



令和5年2月6日から、転出届けについてマイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出するにあたり山辺町役場への来庁が原則不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

※オンラインでの転出届けで山辺町役場に来庁が不要な方は、転出届け以外の以下の手続きが必要ない方です。

該当するものをお持ちの方、必要なお手続きがある方は、来庁のうえ、お手続きをお願いいたします。

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

担当係	必要な手続き名称など	持物
町民生活課 国保医療係	町国民健康保険の資格喪失	町国民健康保険証 マイナンバーの分かるもの
	後期高齢者医療制度の資格異動	後期高齢者医療保険証 マイナンバーの分かるもの
	各種医療証の資格喪失	重度心身障がい(児)者医療証 子育て支援医療証 ひとり親家庭等医療証
保健福祉課 介護保険係	介護保険資格喪失	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証
	住所地特例適用・変更・終了届 (該当する方)	
保健福祉課 子育て支援係	児童手当の受給事由消滅届	なし
	児童扶養手当の住所変更届	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届	特別児童扶養手当証書
教育委員会/教育課学校教育係	小中学校に係る転出届	なし
建設課 下水道係	世帯主(下水道使用者)の転出に伴う下水道の使用中止または使用者変更	なし
	世帯主(浄化槽管理者)の転出に伴う下水道の使用中止または使用者変更・廃止	なし
	世帯主(下水道受益者)の転出による土地の売買に伴う下水道受益者の変更 ※受益者負担金の納付が完了し得れば変更はしない	なし
	世帯主(簡易水道等使用者)の転出に伴う簡易水道等使用中止(閉栓)または使用者変更・廃止	なし

住民票の写しの交付・閲覧

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

住民係または支所に身分を証明できる運転免許証などをご持参の上、おいでください。ただし、別世帯の方が代理で請求するときは委任した人が自署押印した委任状が必要です。不当な目的に使用したり、もしくはそのおそれがある場合には請求に応じられません。

交付手数料は1通400円。閲覧は、氏名、住所、生年月日、性別の4項目のみで、閲覧手数料は1世帯につき400円です。(要電話予約)

印鑑登録

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

印鑑を登録するには、登録しようとする本人が、登録する印鑑と本人を証明できるものをご持参の上、住民係または支所で登録申請してください。

印鑑は、山辺町に住民登録をしている方で満15歳以上の方が登録できます。登録する印鑑は1人1個です。

印鑑登録をすると、登録番号が記入された「印鑑登録証」が交付されます。その登録証には事故防止のため番号だけを記入しています。

登録手数料は1件500円です。

◆印鑑登録は本人申請が原則

印鑑登録は、本人の登録申請が原則ですが、病気その他やむを得ないときは代理人によって申請することができます。

◆登録できない印鑑

- ① 一辺の長さが8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まらないもの。
- ② 氏名、氏、名、を表していないもの。
- ③ 職業、資格など氏名以外のものが入っているもの。
- ④ ゴム印などの変形しやすいもの。
- ⑤ 陰影がはっきりしないもの。文字の判読が困難なもの。
- ⑥ 縁がないもの。甚だしく縁が欠けているもの。

◆印鑑登録証亡失届

登録証をなくした場合は、至急、亡失届を提出してください。登録している本人がおいでください。

◆印鑑亡失届

登録した印鑑をなくした場合は、登録している本人から至急、亡失届を提出していただくこととなります。

◆印鑑登録廃止届

登録した印鑑を廃止しようとするときは、廃止届を提出してください。登録している本人がおいでください。

登録手続き			
手続きする方	持ってくるもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ○官公署発行の免許証・身分証明書（運転免許証・在留カード・パスポート・身体障害者手帳など写真がプレスまたは特殊加工してあるもの） 	即日登録
		上記のものがない場合 <ul style="list-style-type: none"> ○印鑑登録申請書の保証欄に山辺町に印鑑登録している方の自署・押印 	
代理人 (疾病などによりやむを得ないとき)	1回目 代理権授与通知書 (住民係にあります) 2回目 回答書(役場より郵送されたもの) 登録する印鑑 本人を確認できる健康保険証など		回答書を持参したときに登録

印鑑登録証明書

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

必ず「印鑑登録証」をご持参ください。実印は必要ありません。満15歳以上の方であれば、登録者本人でなくても委任状などは必要ありません。手数料は1通400円です。



閉庁時の証明サービス

閉庁時の証明サービス

◆住民票、印鑑証明書、火葬許可証 納税・所得・課税証明書、固定資産税 にかかわる各種証明書

各種証明書は、土曜日、日曜日と祝日も交付します。ただし、金曜日（祝日の場合はその前日）の午前8時30分から午後5時までに電話で予約してください。

取り扱い時間

土・日曜日・祝日…午前8時30分～午後5時

電話連絡先 ▶ 住民係 TEL667-1109
収納対策室 TEL667-1105

予約



1

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

国民年金

国民年金

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

国民年金にはみんなが加入します。

日本国内に住む、20歳以上60歳未満すべての方が加入し、老後の生活や、病気・事故など万のときに備え、みんなで支え合う制度です。

国民年金の加入者は3種類に分けられます

種 類	国民年金保険料の納付方法
第1号被保険者 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業等の方や学生など	納付書で納める場合は、毎月納付指定日までに、全国の金融機関等に納めてください。口座振替もできます。
第2号被保険者 厚生年金保険・共済組合に加入している方（会社員・公務員など）	給料から差し引かれた厚生年金保険や共済組合の保険から支払われますので、個人で納める必要はありません。
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）	第3号被保険者の届け出をすると、配偶者が加入している年金制度から国民年金制度に支払われますので、個人で納める必要はありません。

こんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に添える書類等
◇退職したとき	退職（離職）証明書、年金手帳
◇配偶者が退職したとき	退職（離職）証明書、年金手帳

◆1人に1つの基礎年金番号

基礎年金番号は、加入者一人ひとりの加入記録を整理するための番号です。転職などにより、国民年金や厚生年金保険、共済組合など加入する制度が変わっても、そのまま同じ番号を使用します。

◆年金手帳は未来へのパスポート

年金についての手続きや照会は、すべて基礎年金番号またはマイナンバーで行います。基礎年金番号が記入されている「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を大切に保管してください。

◆保険料の口座振替ができます

全国の銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・JAおよび郵便局で口座振替ができます。

ついうっかり忘れてしまう、忙しくて納めない、月々納めにいくのが面倒という方には便利です。一度手続きをするだけで自動的に払い込まれます。申し込みは役場又は金融機関へ。

◆クレジットカードによる納付もできます

申し込みは役場又は年金事務所へ。

◆保険料は前納できます

保険料をまとめて納めると（最大で2年分まで可能）、割り引きがあるほか、毎月納める手間も省け、納め忘れもなくなります。

◆保険料の免除・納付猶予制度

保険料を納めるのに困ったときは、保険料の免除制度や納付猶予制度があります。未納にしておくよりも、免除・納付猶予の手続きをしておけば、年金を受ける権利が保障されます。ただし、免除の期間は老齢基礎年金が減額されます。

※「学生納付特例制度」によって納付特例が承認された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。納めない場合は、その期間の分は老齢基礎年金額には含まれません。

免除・納付猶予制度



年金の請求先と請求に必要なもの		
加入していた年金制度	請求先	請求に必要なもの
国民年金第1号保険のみ加入	住民係	①本人名義の預金通帳 ②年金手帳 ③戸籍謄本 ④世帯全員の住民票の写し ⑤マイナンバー通知カード またはマイナンバーカード
国民年金1号と3号加入 厚生年金保険のみ加入	年金事務所	①～⑤の他、次の書類が必要な場合があります。 ⑥現在受けている年金証書(配偶者が受けている時は配偶者の年金証書) ⑦配偶者の期間を必要とする人は年金加入期間確認請求書、共済の場合は年金加入期間確認通知書 ⑧所得証明書
共済組合のみ加入	共済組合	

2つ以上の年金制度に加入している方は、年金事務所(TEL645-5111)にお問い合わせください。

年金の給付

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

◆年金の給付

次の3つのうちいずれかが給付されます。

○老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間と保険料が免除された期間、厚生年金保険などの加入期間、第3号被保険者期間を合わせて10年以上ある方が、65歳から受けられます。

○障害基礎年金

初診日において、国民年金に加入している方や、国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受けていない方が、病気やけがで障害年金等級1級、または2級の障がいになったときに支給されます。ただし、初診日の時点での納付要件があります。

○遺族基礎年金

国民年金に加入している方や、加入したことのある60歳以上65歳未満の老齢基礎年金の受給権のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。納付要件があります。

◆国民年金第1号被保険者には独自の給付があります

○付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算して支給されます。

○寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が老

齢基礎年金を受けないで亡くなった場合に、妻(婚姻期間が10年以上)に60歳から65歳まで支給されます。

○死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けないで亡くなったときにその遺族に死亡一時金が支給されます。

◆国民年金請求は十分に考えて

—繰り上げ支給と繰り下げ支給—

老齢基礎年金は65歳から受けるのが原則ですが、希望すれば60歳から64歳までの間に繰り上げて受給することができます。しかし、一度繰り上げ請求しますと取消しができないばかりか、一生減額の割合は変わりません。

これとは反対に66歳以降に受けることを繰り下げ支給といい、年齢に応じて一定の割合で加算されます。

◆未納期間及び未加入期間がある方は早めの相談を

60歳以上65歳未満で、受給資格期間を満たしていない方、または満額の老齢基礎年金が受けられない方は任意加入できます。65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない方は、希望すれば任意加入できる制度があります。

◆年金を受けている方が死亡したとき

受給者の死亡届け出をしてください。添付書類として死亡者の除籍抄本、住民票の除票、遺族の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、年金証書等が必要です。住民係または年金事務所(TEL 645-5111)にお問い合わせください。

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

税金

納税

問い合わせ ▶ 収納対策室 TEL667-1105

◆町税の納付場所

税金が納付できる場所は、山辺町役場会計課、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、東北労働金庫、山形農業協同組合、東北6県内のゆうちょ銀行です。コンビニエンスストアや一部モバイル決済もご利用いただけます（一部の税目を除きます）。

◆口座振替をご利用ください

口座振替にすると、役場や金融機関にお出かけいただくことなく、納期ごとにご指定の口座から自動的に町税を納付できます。



税証明

問い合わせ ▶ 収納対策室 TEL667-1105

証明手数料

証明手数料	
納税証明	1件につき400円
資産証明	1件につき400円
所得証明	1件につき400円
固定資産税課税台帳（名寄帳）の写し	1枚400円、1枚増すごとに100円加える
その他手数料	所定の金額

- ・申請には、本人確認のため運転免許証等をご持参ください。
- ・また、代理人が交付を受ける場合は、委任した人が自署押印した委任状が必要です。
- ・土曜日、日曜日に証明の交付が必要な場合は、金曜日の業務時間中（午前8時30分から午後5時まで）に電話で予約してください。



固定資産税

問い合わせ ▶ 固定資産税係 TEL667-1105

◆納税管理人の申告

固定資産税を納める義務のある方が町外に転出するときは、本人に代わって納税していただくため、町内に住んでいる方を納税管理人に定める申告をしてください。

◆家屋などの減失

家屋を建て替え、あるいは損壊のために取り壊したときには、家屋取壊申告書を提出してください。申告のない場合、そのまま課税されることがあります。

軽自動車等の登録・廃車・名義変更

問い合わせ ▶ 町民税係 TEL667-1105

◆原動機付自転車・小型特殊自動車

原動機付自転車（総排気量が125cc以下）と小型特殊自動車は、町民税係へ登録に必要なもの

①次のことがわかるもの

- ・車名
- ・型式
- ・年式
- ・原動機の型式
- ・車台番号
- ・型式認定番号
- ・総排気量

②販売譲渡証明書（お持ちの方）

廃車に必要なもの

- ①標識（ナンバープレート）
- ②標識交付証明書

名義変更に必要なもの

- ①標識（ナンバープレート）

※ただし同一世帯内での名義変更の場合は必要ありません

- ②標識交付証明書

◆軽自動車

三輪・四輪は、軽自動車検査協会山形事務所へ
山形市立谷川三丁目3553 TEL050 (3816) 1835

◆軽二輪、二輪の小型自動車

軽二輪（126ccから250ccまでの二輪車）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）は、東北運輸局山形運輸支局へ

山形市大字漆山字行段1422-1 TEL686-4711

税・保険料納期カレンダー			
納期	税目別・期別		
4月	軽自動車税 (種別割)		
5月		固定資産税 1	
6月	町県民税 1		
7月		固定資産税 2	国民健康保険税 1 後期高齢者医療保険料 1 介護保険料 1
8月	町県民税 2		国民健康保険税 2 後期高齢者医療保険料 2 介護保険料 2
9月			国民健康保険税 3 後期高齢者医療保険料 3 介護保険料 3
10月	町県民税 3		国民健康保険税 4 後期高齢者医療保険料 4 介護保険料 4
11月			国民健康保険税 5 後期高齢者医療保険料 5 介護保険料 5
12月		固定資産税 3	国民健康保険税 6 後期高齢者医療保険料 6 介護保険料 6
1月	町県民税 4		国民健康保険税 7 後期高齢者医療保険料 7 介護保険料 7
2月		固定資産税 4	国民健康保険税 8 後期高齢者医療保険料 8 介護保険料 8
3月			

※納付書で納めていただく場合の納期です



1
戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

成人保健

肺がん検診(胸部レントゲン撮影)

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

肺がんは近年急激な増加傾向にあり、一般的に40歳を過ぎると増加してきます。80歳以上の方は年一回のレントゲン撮影を国で推奨しています。町では肺がん検診として実施しています。

生活習慣病などの予防

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

◆健康診査

死亡原因の大半を生活習慣病などが占めています。健康で明るい生活を過ごすためにも健康診査(健診)を受け、身体の定期点検を心掛けましょう。

○特定健診

健診内容(問診・検尿・身体計測・血圧測定・血液・内科診察・眼底検査・心電図)

- 胃がん検診 ○大腸がん検診
- 前立腺がん検査
- 肝炎ウイルス検査
- 乳がん検診 ○子宮頸がん検診
- 歯周病予防検診(40～70歳までの5歳間隔)
- 人間ドック

健診内容

〈必須項目〉

問診・検尿・身体計測・血圧測定・眼底検査・内科診察・心電図・血液

〈希望項目〉

- ・胃がん検診・大腸がん検診
- ・子宮頸がん検診・乳がん検診(女性のみ)
- ・前立腺がん検査・腹部超音波検査・肺がん喀痰検査(たばこ指数の多い人等)
- ・骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検査 など

◆地区組織活動

○食生活改善推進員

生活習慣病等予防のために、食生活面でのボランティア活動をしています。養成講習会や伝達講習会を開催していますので、広報紙をごらんください。

40歳からの健康

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

40歳からの健康管理のため、健診のほかに次の事業を実施しています。

○健康教育

生活習慣病予防教室、がん予防健康教室、歯周疾患予防教室などを医師・保健師により各地区で実施します。

○健康相談

人間ドック、総合健診等の結果を持参ください。

○訪問指導

健康保持増進のため、必要な方に訪問します。

○輝らりやまのべ健康教室

初歩的な運動(水中運動、トレーニング、ひざ痛改善、貯筋体操、肩こり・腰痛改善等)を開催します。

献 血

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

献血は皆さんの善意で支えられています。尊い命を守るためにご協力ください。

献血の種類	採血可能年齢
200ミリリットル献血	満16歳～69歳
400ミリリットル献血	男性：満17歳～69歳
	女性：満18歳～69歳
成分献血(血小板)	男性：満18歳～69歳
	女性：満18歳～54歳
成分献血(血漿)	満18歳～69歳

※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血経験がある方に限ります。

※山辺町に献血車が来る時は、400ml献血のみとなります。

健康な方ならどなたでも献血することができます。お問い合わせは、山形県赤十字血液センター(山形市松波1-18-10 TEL 622-5301)または、保健福祉センターへ。

母子保健

母子健康手帳交付

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

妊娠の届出をした妊婦さんに「母子健康手帳」と「妊婦健康診査受診券」をお渡しします。交付には**事前予約が必要**です。保健福祉センターに事前にお電話(667-1177)でご予約をお願いします。
【交付日時】 平日の午前9時～午後3時30分(土日・祝日を除く)
※母子手帳交付には1時間程お時間をいただいております。

【届出場所】 山辺町保健福祉センター

【持ち物】 妊娠届出書、印鑑、個人番号が確認できるもの(個人番号カード、個人番号通知カード等)、本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証等)

すこやかな子どもの成長

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

子どもをすこやかに育てるため、次の健診を実施しています。

- 乳児健診
 - ・3カ月児健診
 - ・9カ月児健診
- 1歳6カ月児健診・フッ素塗布
- 2歳6カ月児歯科健診・フッ素塗布
- 3歳児健診
- 5歳児健診

子育ての悩みや不安解消のため保健師が訪問します。健診や教室の日程等は広報紙で確認してください。

母と子の健康

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

健康で明るい家庭を築くために、次の事業を行っています。

○パパママ教室

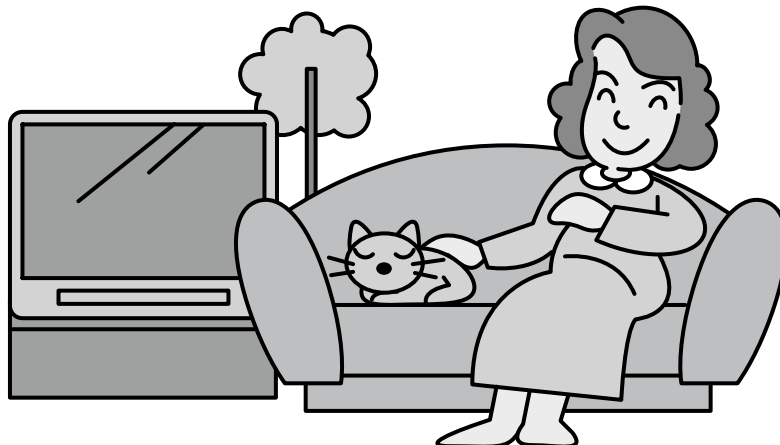
妊娠中の過ごし方や、育児についての正しい知識を身につけ、穏やかな気持ちで子どもをむかえられるよう教室を開催しています。

病気から身体を守ろう《予防接種》

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

子どもの健康を守るため、予防接種を受けましょう。

詳しくは、広報紙・ホームページで確認してください。



2

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

日曜当番医

日曜日に病気になったとき

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

町では、天童市東村山郡医師会の協力を得て、町の医療機関が当番で日曜日の診療を行っています。当番医は毎月1日発行の広報やまのべお知らせ版をご覧ください。診療時間は、午前9時～正午までです。日曜当番医は緊急時のみご利用ください。定期的な通院等は通常の診療時間内をお願いします。なお、診療時間外や祝日はかかりつけの医療機関、山形市医師会休日夜間診療所(TEL635-9955)にお問い合わせください。

また、保険証は忘れずにご持参ください。

小児救急電話相談

TEL：#8000または
633-0299

大人の救急電話相談

TEL：#8500または
633-0799

相談日：毎日
相談時間：午後7時～
翌朝8時

山形市休日夜間診療所

住所／山形市香澄町二丁目9-39

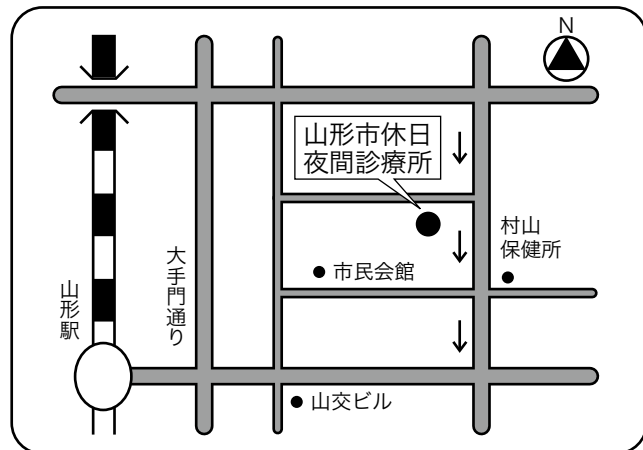
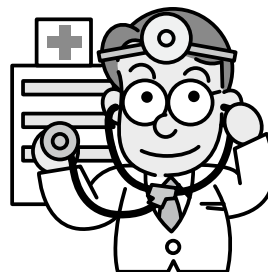
休日の診療(内科・外科・小児科)

- ・日曜・祝日・年末年始(12月31日から1月3日)
- ・午前9時から午前11時45分、午後1時30分から午後5時
- ・内科・外科系医師：1名、小児科医師：1名

夜間の診療(内科・小児科)

- ・毎日(年中無休)
- ・午後7時から午後11時
(※小児科は午後7時30分から午後10時30分)
- ・内科系医師：1名、小児科医師：1名

TEL 635-9955



国民健康保険

国民健康保険

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

◆加入の対象となる方

すべての国民は何らかの健康保険に加入しなければなりません。次の方以外はすべて国民健康保険の加入者になります。

- ・職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方とその扶養家族
- ・他の国民健康保険組合に加入している方とその扶養家族
- ・生活保護を受けている方
- ・後期高齢者医療に加入している方

国保の給付

○療養の給付

皆さんが病気やケガをしたときに、国保を取り扱う病院、診療所などの窓口で保険証（70歳以

上75歳未満の人は高齢受給者証も）を提示すれば、年齢に応じた一部負担の支払で医療を受けることができます。

○療養費の支給

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、役場へ申請し審査で決定すれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ① 急病など、やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ② 治療目的の渡航を除き、国外で診療を受けたとき（海外療養費）
- ③ コルセットなどの補装具を購入したとき（医師が治療上必要と認めた場合）
- ④ はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- ⑤ 骨折や捻挫などで国保を扱ってない柔道整復師の施術を受けたとき（一定の要件を満たした場合）
- ⑥ 輸血のための生血の費用を負担したとき（医師が治療上必要と認めた場合）

○入院したときの食事代（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の人）		1食 460円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	1食 210円
		過去1年間の入院が91日以上	1食 160円
	低所得Ⅰ	1食 100円	

※住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です（オンライン資格確認システムを導入している医療機関等において、情報提供の同意をした場合は不要）。

○高額療養費

1カ月（1日～末日）に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請によりその超えた分が「高額療養費」として支給されます。

限度額は70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方

【70歳未満の方の場合】

で異なり、また、所得区分によっても異なります。「高額療養費」の支給を受けるには申請が必要ですが、該当する方には役場からお手続きのご案内をします。

自己負担限度額（月額）

所得区分		限度額	4回目以降
ア	年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。
- ※同じ医療機関でも医科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
- ※2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
- ※入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

2

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

【70歳以上75歳未満の方の場合】

自己負担限度額（月額）				
所得区分		外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	4回目以降
課税所得	690万円以上（現役並み所得者Ⅲ）	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%		140,100円
	380万円以上（現役並み所得者Ⅱ）	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%		93,000円
	145万円以上（現役並み所得者Ⅰ）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%		44,400円
一般	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円		44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		—

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。

※病院・診療所、医科・歯科の区別なく合算します。

※入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

※75歳に到達する月は、誕生日前の国保制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。

【高額療養費の多数回該当】

過去12カ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、「4回目以降」の額が限度額になります。

〔同一都道府県内での市町村間の住所異動の場合、世帯の継続性などの条件を満たしているときは、高額療養費の該当回数が引き継がれます。〕

○限度額適用認定証

入院・外来どちらの場合でも医療費が高額になるときは、事前に役場に申請をし「限度額適用認定証」等の交付を受けて、保険証といっしょに医

療機関等に提示すると窓口での支払金額が自己負担限度額までの負担ですみます。

※オンライン資格確認システムを導入している医療機関等において、情報提供の同意をした場合は認定証の提示は不要です。

【限度額認定証の種類】		
対象者	所得区分	認定証の種類
70歳未満の方	ア～エ	限度額適用認定証
	オ	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ	限度額
	一般・現役並み所得者Ⅲ	※交付申請は不要
	低所得者Ⅱ	限度額適用・標準負担額減額認定証
	低所得者Ⅰ	

※国民健康保険税に滞納があると証の交付ができません。

※70歳以上75歳未満の所得区分「現役並み所得者Ⅲ」及び「一般」の方については、「保険証」と「高齢受給者証」を医療機関等に提示することで、窓口での支払金額が自己負担限度額までの負担となるため申請は不要です。

○特定疾病療養受療証

高額な治療を長期間継続して行う必要がある先天性血液凝固因子障害の一部・人口透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方は、「特定疾病療養費受療証」(申請により交付)を病院などの窓口で提示すれば、自己負担額は年齢にかかわらず1カ月1万円までとなります。

※ 70歳未満で人口透析が必要な慢性腎不全の方のうち、基準総所得額が600万円を超える方は2万円までになります。

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合	
現役並み所得者以外	2割
現役並み所得者	3割

○出産育児一時金

国保に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。

※ 直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

※ 他の公的医療保険から支給される場合は対象外です。

○葬祭費の支給

国保に加入している方が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方に支給されます。

○移送費の支給

医師の指示により、緊急やむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

○高齢受給者証

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には「高齢受給者証」が交付され(窓口での申請等は必要ありません)医療機関等の窓口での自己負担の割合や限度額が変わります。「高齢受給者証」は70歳に到達する月の翌月(1日生まれの人はその月)から使うことができます。

※平成30年8月からは、保険証と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

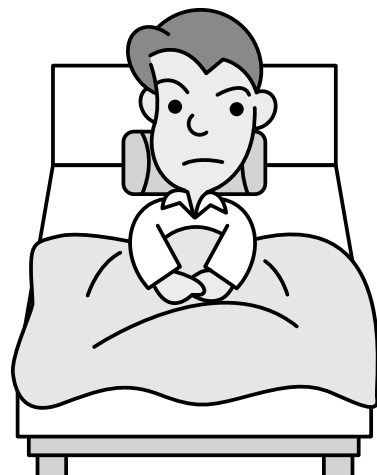
○高額療養費貸付制度

長期にわたる入院や手術などで特に医療費が高額になり自己負担分の支払いが困難な場合、高額療養費の支給を受けることが見込まれる方には、高額療養費が支給されるまでの間、医療機関等への支払いに充てる資金として無利子で貸し付けします。

○出産費貸付制度

国保に加入し出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる方には、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金として無利子で貸し付けします。

お手続きの方法など詳細についてはお問い合わせください。



◆加入・変更手続き

世帯または被保険者に異動があったときなどは、届け出てください。

	こんなとき	届け出に必要なもの	
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の扶養から外れたとき	職場の健康保険の扶養から外れた証明書	
	転入するとき	転出証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険証・保険証	
	職場の健康保険の扶養になったとき	職場の健康保険証・保険証	
	転出するとき	保険証	高齢受給者証 (70～74歳)
	死亡したとき	保険証・葬祭を行った方の通帳	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・生活保護開始決定通知書	
同じ市町村内で住所が変わったとき	保険証		
その他	世帯主や氏名などが変わったとき	保険証	
	修学のため転出するとき	保険証・在学証明書又は学生証の写し	
	保険証を紛失したとき	身分を証明するもの（免許証等）	

- ◆以上の届け出には、世帯主とご本人両方のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバー（個人番号）カードまたは個人番号通知カードをお持ちください。
- ◆窓口に来られた方の本人確認ができるもの（運転免許証等）もお持ちください。



◆退職者医療制度

国民健康保険に加入している方が、厚生年金や共済年金などを受給している場合は、退職者医療に該当します。

ただし、65歳未満の方で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年（または40歳以降に10年）以上ある方です。

また、扶養家族も対象となる場合があります。
※退職者医療制度は、平成26年度末で廃止され

ておりますが、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は平成27年度以降も退職者医療制度の対象となります。

◆保険証の更新

保険証の有効期限は毎年7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中に世帯主宛てに郵送します。有効期限の切れた保険証は使用できませんので破棄してください。

◆第三者行為による病気やケガ

交通事故など第三者行為によるケガや病気などで医療機関等を受診する場合でも、国保の保険証を使用することができます。

国保の保険証を使用する場合、届出の義務がありますので、すみやかに国保の窓口へ届け出てください。

届出の前に示談が成立していたり相手側から治療費を受け取っていたりすると、国保では治療が受けられませんのでご注意ください。

交通事故以外で第三者行為に該当するもの

- ・ スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
 - ・ 他人のペットにかまれた
 - ・ 工事現場からの落下物などによるケガ
- など

◆ジェネリック医薬品

医療費を抑えるためジェネリック医薬品を利用しましょう。

【品質と安全性】

「ジェネリック医薬品」は新薬と同じ有効成分で製造されており、国から新薬と同等の効果と安全

性をもつと認められたうえで販売されています。

【価格が抑えられています】

ジェネリック医薬品の価格は、新薬の2～7割ほどのものが多く、ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、町の医療費を減らすことにつながります。

【ジェネリック医薬品を希望する場合】

ジェネリック医薬品を利用したいときは、医療機関や薬局の窓口でジェネリック医薬品を希望する旨を伝えてください。

◆特定健診（40歳以上75歳未満の国保の被保険者）

特定健診は、メタボリックシンドロームを早期に発見して、生活習慣病を未然に防ぐために実施されます。毎年必ず受診をして健康管理に役立てましょう。

◆医療費の節約に努めましょう

医療費が増えると、国保の財政が圧迫され、保険料の引き上げを招くことがあります。

医療費を節約するために心がけたいこと

- | | |
|---|---|
| 1 | 同じ病気での「はしご受診」や「重複受診」はやめる
医療費の無駄遣いになるだけでなく、薬の重複使用等で体にも悪影響をおよぼします。 |
| 2 | 時間外受診は避ける
緊急時以外は、診療時間内に医療機関にかかるようにしましょう。 |
| 3 | 治療は途中でやめない
一度中断して再度受診をすると、また新たに初診料がかかってしまうことがあります。 |
| 4 | 領収書・明細書は保管しておく
領収書や明細書があれば、治療内容がわかり、医療費の請求間違いなどにも気がつきやすくなります。 |
| 5 | ジェネリック医薬品を利用する
ご自身の自己負担も軽減されます。医師または薬剤師に相談し、納得したうえでえらびましょう。 |
| 6 | 定期検診を受け、日頃から健康管理に努める
病気を早期に発見すれば治療期間も短く、医療費も少なくて済みます。 |

後期高齢者医療・福祉医療

後期高齢者医療

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入します。(一定の障がいのある方は申請により65歳から加入できます。)該当者には「後期高齢者医療被保険者証」を交付しますので、医療機関に提示の上、医療費の一部負担金を支払ってください。

○高額療養費

一カ月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額(限度額は国保70歳以上の方と同じ)を超えたときは、申請により「高額療養費」として後日支給されます。申請が必要な方には後日お知らせが届きます。

○医療費が高額になる場合

入院・外来どちらの場合でも医療費が高額になるときは、該当する方については「限度額適用・標準負担額減額認定証」等を医療機関に提示すると、窓口での負担は自己限度額までになりますから、あらかじめ役場にて認定証の交付申請をしてください。

※オンライン資格確認システムを導入している医療機関等において、情報提供の同意をした場合は認定証の提示は不要です。

○後期高齢者医療制度は県内の市町村で構成する山形県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営し、被保険者の資格管理や保険料等の決定・賦課などの事務を行います。

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

TEL0237-84-7100

福祉医療

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

◆重度心身障がい(児)者医療制度

心身に重度の障がいのある方を対象とした医療費の助成制度です(保険診療分自己負担額の軽減)。

制度の利用にはあらかじめ申請が必要で、要件を満たす方には「重度心身障がい(児)者医療証」

が交付されます。

制度の対象となるには、障がいの程度および所得要件があります。詳細についてはお問い合わせください。

医療証の交付申請の際には、健康保険証、障がいの程度を証明するもの(手帳、年金証書等)、高齢受給者証(70歳から74歳で後期高齢者医療の障がい認定を受けていない方)をお持ちください。なお、当町の課税台帳で所得の状況等が確認ができない場合には、源泉徴収票や所得証明書などが必要になります。

◆子育て支援医療制度

出生から高校卒業相当(18歳に達した年度末)までの方を対象とした医療費の助成制度です。出生による医療証の交付申請のときは、お子さんの健康保険証をご持参ください。

出生から中学生の方へ医療証が交付され毎年更新されます。原則郵送により交付されますが、町で所得の確認ができない場合等は更新手続きが必要です。該当する方には通知が送られます。

また、中学卒業後から高校卒業相当(18歳に達した年度末)の方は、入院時の支払い後、医療費の払い戻し申請をすることで自己負担分の医療費が無料になります。詳細についてはお問い合わせください。

お子さんの健康保険証に変更があった場合は届け出が必要です。変更後の保険証、お持ちの子育て支援医療証をご持参ください。

◆ひとり親家庭等医療制度

18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭等および両親のいない18歳以下の児童を対象とした医療費の助成制度です(保険診療分の自己負担額が無料)。

制度の利用にはあらかじめ申請が必要で、要件を満たす方には「ひとり親家庭等医療証」が交付されます。

制度の対象となるには、扶養状況(就労等により親が児童を養育していること)、所得税の課税状況の要件を満たす必要があります。詳細についてはお問い合わせください。

なお、未就労、就労困難な場合であっても該当する場合がありますのでご相談ください(求職活動・就労に向けた活動を行っている、就労が困難な特別な事情があるなど)。

介護保険

介護保険

問い合わせ ▶ 介護保険係 TEL667-1107
介護支援係 TEL667-1107

40歳以上のすべての方が加入し、介護が必要になったときにみんなで支え合う制度です。

◆介護保険の給付

介護認定を受けた方が必要なサービスを受けた場合、介護サービス費用の1割（2割・3割）をサービス事業者にお支払いください。残りの9割（8割・7割）は介護保険が負担します。

○介護サービスを受けられる方は

①65歳以上で常に介護または身の回りの手助けが必要な方と②40歳以上65歳未満で国で定める特定疾病となり、常に介護または身の回りの手助けが必要になった方です。

○介護サービスを受けたいときは

介護サービスを受けるためには、要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けてください。相談は山辺町地域包括支援センター（TEL666-6565）が行っています。

◆介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（次表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

○高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●所得区分について、詳しくは町民生活課の担当窓口までお問い合わせください。

●支給対象となる人は町民生活課の医療保険窓口へ申請が必要です。

○申請から介護サービス利用までの手続きの流れは下の図のようになります。

◆緊急に介護サービスを利用したい場合

要介護認定前に緊急その他やむを得ない理由によりサービスを利用したい場合には、申請と同時にサービスが利用できます。介護認定が決まりますと申請日にさかのぼってサービス費の9割（8割・7割）が払い戻されます。

また、暫定介護サービス計画を作成することにより通常の利用と同じ1割（2割・3割）の負担で利用できます。

2

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

◆利用できるサービス

	サービスの種類		
	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス
要介護者	☆訪問介護（ホームヘルプ）	☆介護老人福祉施設	☆小規模多機能型居宅介護
	☆訪問入浴介護	☆介護老人保健施設	☆夜間対応型訪問介護
	☆訪問リハビリテーション	☆介護医療院	☆認知症対応型通所介護
	☆訪問看護		☆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	☆通所介護（デイサービス）		☆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	☆通所リハビリテーション（デイケア）		☆地域密着型特定施設入居者生活介護
	☆居宅療養管理指導		
	☆短期入所生活介護／療養介護		
	☆福祉用具貸与／販売		
	☆住宅改修		
要支援者	☆介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）	※施設入所はできません	☆介護予防小規模多機能型居宅介護
	☆介護予防訪問入浴介護		☆介護予防認知症対応型通所介護
	☆介護予防訪問リハビリテーション		☆介護予防認知症対応型共同生活介護
	☆介護予防訪問看護		
	☆介護予防通所型サービス（デイサービス）		
	☆介護予防通所リハビリテーション		
	☆介護予防居宅療養管理指導		
	☆介護予防短期入所生活介護／療養介護		
	☆介護予防福祉用具貸与／販売		
	☆介護予防住宅改修		
総合事業 対象者	☆介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）		
	☆介護予防訪問型サービスA（くらし支援）		
	☆介護予防通所型サービス（デイサービス）		
	☆介護予防通所型サービスA（ミニデイサービス）		

※介護サービスを利用したときは、費用の1割（2割・3割）を自己負担します。食費や居住費は全額負担になります。サービスの内容により料金が違ってきますが、要介護度によって1ヶ月あたりの限度額が決められます。

◆高額介護サービス費の支給

同じ世帯に利用者が複数いるなど、同じ月に受けたサービスの自己負担額が高額になってしまう場合があります。

また、世帯の所得金額に配慮して自己負担上限額が設けられています。

利用者負担の合計額が自己負担上限額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として申請により払い戻されます。

（令和3年8月利用分から）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	14万 100円
●年収約770万円以上 約1,160万円未満	9万3,000円
●年収約383万円以上 約770万円未満	4万4,400円
●一般	4万4,400円
●住民税世帯非課税	2万4,600円
●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	1万5,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	1万5,000円（個人） 1万5,000円

◆保険料は大切な財源

○介護保険の財源

財源は、加入者からの保険料と公費によってまかなわれます。

○保険料

*65歳以上の方

保険料は所得に応じて9段階に分けられ全員が負担します。保険料額の決め方は、それぞれの市町村がどのくらい介護サービスを提供できるかの見込みを立て独自に決めます。納め方は、年金額が年額18万円以上の方は年金から天引きします。それ以外の方は町が発行する納入通知書により納めていただきます。

*40歳～64歳の方

保険料は医療保険に加入している方が負担します。サラリーマンの扶養者などで医療保険料を支払っていない方の負担はありません。保険料額は、それぞれの医療保険者が所得などに応じて計算し、医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めていただきます。

◆高齢者介護・福祉についての相談窓口は 山辺町地域包括支援センター

（保健福祉センター内）TEL666-6565

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどからいろいろな相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。困ったことは何でもご相談ください。

- ◎今の健康を維持するためのサービスを知りたい
- ◎近所に住む一人暮らしの高齢者が最近閉じこもりぎみで心配
- ◎介護保険を利用したいが手続きがわからない。手続きに行けない
- ◎介護予防のケアプランを作ってもらいたい

- ◎サービス事業者に不満があるが直接言いつらい
 - ◎虐待にあっている高齢者を知っているがどうしたらいいかわからない
- また、住民のみなさんや民生委員、警察、医療機関などと協力して地域の高齢者を見守るネットワークづくりを進めています。

福祉

社会福祉

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

◆心配ごとがあるときは

日常生活の中で、心配ごとが生じた場合、相談に応じています。さらに相談内容によっては、専門家あるいは専門機関と連携をとりながら応じますので、お気軽に福祉係・町社会福祉協議会・民生委員児童委員へご相談ください。

社会福祉法人 山辺町社会福祉協議会は

TEL664-7982

地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の参加協力を得て組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織です。

活動内容は、さまざまな社会福祉を目的とする事業の企画から実施・心配ごと相談事業・共同募金事業・生活福祉資金貸付・社会福祉施設などの運営などを行っています。

民生委員児童委員は

民間の奉仕者として、厚生労働大臣より委嘱を受け、地域住民の福祉向上のための相談・指導・調査などの活動を実施するとともに、福祉事務所・児童相談所に協力し、生活保護・障がい者福祉・老人福祉・児童福祉・母子福祉・婦人保護・心配ごと相談など広範な活動を行っております。町には民生委員・児童委員が36人（うち、主任児童委員2人）おり、担当地区が決められています。



障がい者福祉

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

障がい者の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携をとり、各種の相談に応じ、サービスの提供を実施しています。

◆手帳制度

各種支援を受けやすくするために、対象となる方に次の手帳が交付されます。

身体障害者手帳：身体に障がいのある方

療育手帳：知的機能に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳：精神に障がいのある方

◆医療制度

身体障害者手帳に記載された障がいに対し治療効果が期待される医療や、精神に障がいのある方で、通院で治療を受ける必要がある場合に、医療費の自己負担額を原則1割にするものです。

※いずれも所得の状況によって上限額があります。

◆補装具・日常生活用具

身体障害者手帳などを持っている方に、日常生活を営むにあたり必要な用具費の給付を行います。

◆障がい福祉サービス

障がいのある方に対し、ヘルパーの利用や短期入所等の様々なサービスを提供します。

◆その他

手帳をお持ちの方で要件により以下の制度を利用できる場合があります。

- ・福祉タクシー券（リフト付含む）
- ・福祉給油券 ・交通機関の割引
- ・各種減免等

2

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

高齢者福祉

問い合わせ ▶ 介護支援係・福祉係 TEL667-1107

寝たきりやひとり暮らしの高齢者が安心して明るく生活するために、また高齢者の方が生きがいのある充実した生活を送るために、介護保険制度のほかいろいろなサービスを用意しています。

◆在宅福祉・施設福祉

要援護高齢者の介護者などに対し、虐待なども含めた総合的な相談に応じます。

在宅福祉のサービス

- ・緊急通報システム（一人暮らし、寝たきり、高齢者のみの世帯など）
- ・温泉入浴回数助成（70歳以上と65歳～70歳未満の身体障がい者）
- ・高齢者住宅整備資金貸付（高齢者の専用居室等整備資金貸付 200万円限度）
- ・紙おむつ支給（所得制限あり）
- ・介護予防教室
- ・在宅での介護者へ紙おむつの補助（一部自己負担あり）
- ・一人暮らし高齢者の見守り（乳酸飲料を手渡し）
- ・無事におかえり事前登録（徘徊のおそれがある高齢者を登録し、警察等へ情報を提供）

◆施設福祉

- ・養護老人ホーム 65歳以上のお年寄りの方で心身や家庭環境、経済的な理由により、居宅での生活が困難な場合に入所できる施設です。

◆老人クラブ

自らの老後を健全で豊かなものにするため、自主的に組織された老人クラブがあります。60歳以上の方は、どなたでも加入できますので、各地域のクラブにお申し込みください。社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくり活動などをなさってみてはいかがでしょうか。

援 護

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

戦傷病者、戦没者遺族にかかわる生活上の問題や各種給付金の受給に関するご相談は、お気軽にどうぞ。

児童福祉

問い合わせ ▶ 子育て支援係 TEL667-1107

児童の虐待や発達障がいなど児童に関する相談に応じます。

◆児童手当

・手当を受けることができる方は
中学校修了（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方。

詳しくは、子育て支援係までお問い合わせください。

◆児童扶養手当

次の条件のいずれかにあてはまる児童（18歳になった年度末まで、障がい児は20歳未満）を監護している母又は、監護し、かつ生計を同じくしている父や、親に代わって児童を養育している方

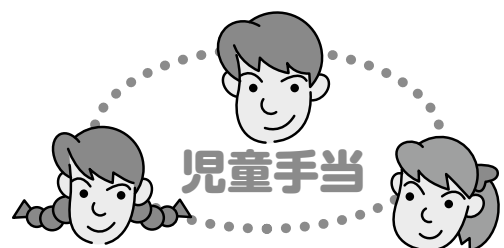
①父と母が離婚した児童②父又は母が亡くなった児童③父又は母が一定の障がいの状態にある児童④父又は母の生死が明らかでない児童⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

所得制限があり所得が一定額未満の場合に、児童が18歳になった年度末まで支給されます。

◆特別児童扶養手当

・手当を受けることができる方は
精神または身体に政令で定めた障がいがある児童（20歳未満）を養育している方。

所得制限があり、所得が一定額未満の場合に支給されます。児童が公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設等に入所している場合は支給されません。



ごみ

家庭ごみ収集

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

家庭ごみ収集は9分別収集となっています。収集区分ごとに定められた排出方法を守ってください。

事業活動で発生したごみは、町の収集に出すことはできません。事業活動（会社、商店、農業、工場など）で発生したごみは、事業者自らが適正な方法で処分するように法律で定められています。家庭ごみ収集の詳細は別に配布してある「家庭ごみの出し方、分け方」をご覧ください。

○ごみの分別区分

分別区分		指定袋	代表的な品目	出し方の注意
もやせるごみ(有料)	厨芥類(生ごみ)	赤文字の指定袋	野菜、魚、肉類の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	水切りを徹底して
	紙くず類		ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙などリサイクルに不適な紙類、使い捨てカイロ、紙おむつ（汚物は取り除く）など	おむつは汚物を取り除いて透明又は半透明の袋に入れて出す（無料）
	木くず類		木片、草木（土砂は取り除く）、60cm以下の木工製品（60cm以上1m未満は雑貨品・小型廃家電類へ出す）など	剪定枝類は一本の直径15cm以下で、長さ60cm直径30cm以下に縛って3束まで（無料）
	布くず類		汚れてリサイクルに適さない衣類や布類、ぬいぐるみなど	金属は取り外す
	食品容器プラスチック		食品が付着したラップ、トレー、アルミ箔、調味料などが入っていたプラスチック容器、菓子袋など	金属のふたは取り外す、洗剤容器は除く
	その他		保冷剤、乾燥剤、歯ブラシ、歯磨きチューブ、石鹸、口ウソクなど	
雑貨品・小型廃家電類(有料)		青文字の指定袋	小型の廃家電類、小型の家具類、傘、玩具類、かばん、鍋、やかん、ポット、アイロン、照明器具、革靴、スック靴、空き缶以外の金属類、金属のふた、針金入りハンガー、一斗缶、白熱電球、ワープロ、ガスレンジ、石油ストーブ（反射式、芯出し式に限る）、口紅、アルバム、電卓、包丁、ライターは中身を使い切って	乾電池や燃料類は抜いて出す。一辺の長さが1m未満のもの
プラスチック類(有料)		黄色文字の指定袋	食品用以外のプラスチック類、金属を含まないプラスチックだけの素材でできた製品類（洗剤・化粧品類の容器類、バケツ・ビニールカバー等の日用品類、ハンガー、発泡スチロール類、買い物袋、CDディスク、ビニールシート、テレホンカード、ブレンダー、ネガフィルム）	木や金属類は取り外すか切り取り、プラスチックだけにすること
埋立ごみ(有料)		茶色文字の指定袋	陶磁器類、耐熱ガラス、板ガラス、瀬戸くず、ガラスくず、植木鉢、カセットテープ、ビデオテープ、土鍋ナベ、うすべり、ござ類など	鋭利な部分があるものは、紙等に包んで出す
ビン・カン(資源物)(無料)	ビン類	透明袋（緑文字の旧指定袋も使えます）	ジュースびん、洋酒びん、ドリンクびん、化粧品びん、欠けた程度のガラスコップ、佃煮びん、のりびん、ガラス製哺乳びんなどの集団回収になじまないもの	中を洗って出す。ビンのふたは雑貨品・小型廃家電類に出す。ビン・カンの中に、たばこ等の異物は絶対入れないでください
	カン類		ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶（中身の無い物）、のり缶などの金属缶類	
スプレー缶・カセットボンベ(無料)		透明袋	スプレー缶、カセットボンベ	使い切って穴をあけずに出す
ペットボトル(無料)		透明袋(だいたい文字の旧指定袋も使えます)	清涼飲料類、しょうゆ、酒類（料理酒・洋酒・焼酎・本みりん）。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類、プラスチックのふたはプラスチック類	ペットボトルマークが表示されているもののみ、中を洗って出す。ラベルははがしてプラスチック類で出す。
水銀含有ごみ(無料)		透明袋	乾電池、電池、ボタン電池、水銀体温計、蛍光管、鏡	水銀体温計と乾電池は別々の袋に分けて出す
粗大ごみ(有料)			タンス、テーブル、机、本棚、下駄箱、食器棚、サイドボード、ベッド枠、ベッドマット、脚立、畳、オルガン、足踏みミシン、自転車、ファンヒーター、ふとん、カーペット、電子レンジなど	一辺の長さが1m以上1.8m未満、重さ80kg以下のもの。ただし、大きさに関係なく粗大ごみの対象となる品目があります

※「もやせるごみ」、「雑貨品・小型廃家電類」、「プラスチック類」、「埋立ごみ」で指定袋に入らないものは、1枚60円の共通収集シールを貼って、ごみ区分ごとの指定された収集曜日に出して下さい。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

○町で収集しないもの

- ・家電リサイクル対象6品目
ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
…小売店に依頼、もしくは指定引取場所へ自己搬入
- ・事業活動（店舗、飲食店、事務所等）に伴うごみ
…専門収集業者等に依頼してください。
- ・家庭で一時的に多量に出たごみ
引越し、家屋解体、火災時のごみ等
…専門業者へ依頼、もしくは自己搬入
- ・危険性を有するもの
農薬、薬品、バッテリー、感染性廃棄物（鋭利なものに限る）
…買い求めた店、取り扱い店、専門業者に依頼
- ・引火性を有するもの
ガスボンベ、貯油タンク、塗料、溶剤、火薬、花火等
…買い求めた店、取り扱い店に依頼
- ・その他
自動車用部品（タイヤ、ホイール含）農機具、ピアノ、1.8mを超えるもの、80kgを超えるもの、鉄の塊（厚さ3mm以上のもの）、パソコン、原付バイク
…専門業者、取り扱い店に依頼

○ごみの有料化とは？

町民の皆様が指定のごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を負担していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○各ごみ指定袋の値段は？

ごみの種類／袋の種類	特大袋 (60リットル)	大袋 (35リットル)	小袋 (20リットル)	極小袋 (10リットル)
もやせるごみ	1枚60円	1枚35円	1枚20円	1枚10円
プラスチック類	—	1枚35円	1枚20円	—
雑貨品・小型廃家電類	—	1枚35円	1枚20円	—
埋立ごみ	—	—	1枚20円	1枚10円
上記ごみの中で袋に入らないもの	1枚60円の共通収集シール			

※共通収集シールとは、「もやせるごみ」、「プラスチック類」、「雑貨品、小型廃家電類」、「埋立ごみ」で、袋に入らないごみに共通して貼るものです。これまで、袋に入れずにそのまま収集所に出していたものについては、共通収集シールを直接ごみに貼って出すこととなります。

※なお、ごみ袋及び共通収集シールは町内の指定販売店より購入していただくこととなります。

※粗大ごみは従来どおり有料となります。

○他のごみの出し方は？

◇有料化対象としないごみについて

有料化対象外のごみ及びその出し方については、次の表にまとめていますので、ご確認下さい。

有料化対象外ごみ	ごみの出し方
ビン・カン	指定袋は設けず、それぞれ透明袋に入れて出します。 (※ビン・カン、ペットボトルの旧指定袋を使用して出すこともできます)
ペットボトル	
紙おむつ	透明袋又は半透明袋に入れて出します。
古紙類 (新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ)	従来どおりの出し方になります。
水銀含有ごみ(乾電池、蛍光灯等)	
剪定枝(家庭用)	
指定の小型家電類	旧役場資源物拠点回収へ出します。

◇町内の一斉清掃やごみ収集所の管理で出たごみについて

町でボランティア袋を支給します。町内会や団体などで申し出てください。(ボランティア袋も分別していただく必要があります。)

資源回収

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町内で行われているものに、子ども会、小中学校PTAなどの団体が中心となって行う集団資源回収と、町が定期的に行う資源回収があります。

集団資源回収は、子ども会、小中学校PTA、各団体ごとに実施しています。回収対象は、雑誌、段ボール、新聞紙、牛乳パック、ビン類、ぼろ布などです。

町の回収は、ご家庭で出される雑誌（雑がみを含む）、段ボール、新聞紙・古着・古布を指定した日に回収しています。また、指定の小型家電類についても、旧役場の資源物拠点回収で回収しています。会社、商店、工場などの事業活動で発生したものは回収いたしません。

子ども会、小中学校PTAなどの団体は、資源物の回収量に応じて町から交付される資源回収推進奨励金が重要な活動資金源となっています。皆様のご協力をお願いします。



衛生

し尿くみ取り

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町が許可した業者が行います。お盆前や年末には申し込みが集中しますので、お早めに申し込んでください。

許可業者名

(有)吉田総合商事 TEL 664-7258

(有)原田衛生 TEL 664-5321

山辺清掃社 TEL 664-6108

合併処理浄化槽の設置

問い合わせ ▶ 都市整備係・下水道係
TEL667-1113

下水道区域以外で合併処理浄化槽を設置した場合は、設置届を2部提出してください。また、定期的な保守点検・清掃と年1回の水質検査を行ってください。これは法律で義務付けられています。

なお、新築・増改築時に合併処理浄化槽を設置した場合および汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助制度がありますので、工事をする前に下水道係へお問い合わせください。

生活環境

公害

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚染についてのご相談に応じています。

消費生活

問い合わせ ▶ 情報統計係 TEL667-1110

環境汚染が深刻な社会問題となり、健康商法やかたがり商法などの悪徳商法による被害も依然としてみられるなど、消費者一人ひとりの責任ある行動が問われています。

消費者の身近なアドバイザーとして、団体やグループの学習をお手伝いするのが県消費生活サポーターです。話を聞いて、より賢い消費者になりましょう。講習を希望される場合は、県消費生活センター(TEL 624-0999)に申し込んでください。

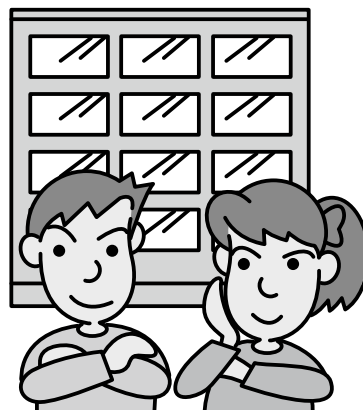
町営住宅の入居

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

町営住宅に入居できるのは、次の条件をすべて満たす方です。

1. 同居する親族がいること (一部単身入居可)
2. 収入基準にあうこと
3. 住宅に困っていること
4. 町税等を滞納していないこと

入居者の募集は、広報紙などでお知らせします。



3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

ペット

ペットを飼っている方

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

◆犬の予防注射

犬を飼ったときは、登録と年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

○登録

生活環境係で随時または集合接種時に受け付けします。また、動物病院でも受け付けをしています。

○予防注射

生後91日以上の子犬は狂犬病予防注射が義務づけられています。日程は広報紙でお知らせします。登録済みの場合はハガキで個人通知します。また、随時動物病院でも接種することができます。

◆犬が人を咬んだとき

飼い犬が人を咬んだ場合は、飼い主が保健所に届け出るように義務づけられています。犬に咬まれた場合は、すぐに治療をうけ保健所（TEL622-2543）または生活環境係に被害を申し出てください。

◆ペットが死亡したら

犬が死亡した場合には生活環境係に死亡届を出してください。印鑑・鑑札・注射済証をご持参ください。ペットの死体焼却は、山形市のエネルギー回収施設（立谷川）の小動物専用焼却炉で処理することができます。エネルギー回収施設（立谷川）で手続きを行ってください。なお、手数料は3,000円です。

◆犬がいなくなった時には

保健所（TEL 622-2543）または駐在所へ問い合わせをしてください。

◆犬の所有者、所在地が変更になったときには

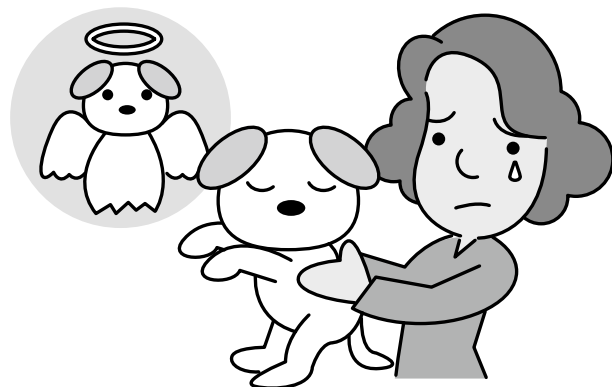
新しい住所地の市町村へ届けが必要です。身分を証明するものと鑑札をご持参ください。

野鳥を飼養する場合

問い合わせ ▶ 担い手支援係 TEL667-1106

◆野鳥の飼養は救護のみです

平成24年4月からすべての野鳥は愛がん目的での飼養が法律で禁止されました。野鳥を飼養できるのは傷ついた野鳥の救護による場合のみであり、30日以上飼養する際は必ず町へ飼養登録の手続きを行ってください。野鳥は自然の中で観賞しましょう。



上水道

上水道

問い合わせ ▶ **最上川中部水道企業団**
TEL662-2163
〒990-0401 中山町大字長崎4848番地

飲み水などの水道事業は最上川中部水道企業団が行っています。

◆引っ越し・転居

家屋の新築や引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するときは、早めに企業団へ連絡してください。(転居されるときは、3～4日前までに)

◆所有者や使用者変更・廃止

水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。届け出用紙は企業団および指定工事店に準備してあります。

◆水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、水道工事が必要になったときは、企業団指定工事業者に、ご相談・お申し込みください。指定工事業者が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

簡易水道など

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

町では、次の簡易水道などを管理しています。

- ・築北簡易水道
- ・大蔵簡易水道
- ・杉下飲料水供給施設
- ・西黒森、檜実沢、撰待飲雑用水供給施設

これらの施設から給水を開始、廃止、変更するときや工をするときは、所定の手続きをしてください。

下水道

下水道

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

◆引っ越し・転居

引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するとき(下水道が設置されている場合)は、早めに申し出てください。

◆所有者や使用者変更・廃止

下水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。廃止または中止する場合、届け出がないと下水道使用料が発生してしまいます。届け出用紙は下水道係および下水道指定工事店にありますので早めに提出してください。

◆下水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、下水道工事が必要になったときは、下水道指定工事店にご相談・お申し込みください。下水道指定工事店が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

使用料金表(1ヶ月につき)

基本料金(～10m ³)	1,500円
11m ³ ～30m ³	160円
31m ³ ～	170円

※下水道使用料には別途、消費税相当額が加算されます。
※下水道使用料は、水道料金と合わせて2ヶ月ごと請求されます。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

安全・安心

火災を見たら……119番

町では、消防事務を山形市に委託しています。
火事ときは、「火事です!!山辺町△△〇〇番地の
〇〇さんの住宅で、2階が燃えています。」のように、
場所・目標・状況をはっきりと通報してください。

火 災

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

消防車両の出動などに関する問い合わせ
山形市消防本部災害情報テレホンサービス
TEL050-1807-3119

◆火が出たら！

○早く知らせる

「火事だ」と大声で近所の人に知らせましょう。
もしも声が出ないときには、ヤカンなどをたたき
異変を知らせましょう。どんなに小さな火でも
119番に通報してください。一人で内緒で処理し
ようと思うことは、もっとも危険なことです。

○早く消火する

火が出てから3分以内が消火できる限界です。
水や消火器だけでなく、手近にある座布団や毛布
なども活用してください。ただし、油火災のとき
に水を使うと、燃え広がったり、やけどを負った
りして危険です。

○早く逃げる

壁から天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避
難してください。火災で一番怖いのは煙と有毒ガ
スです。最近の住宅は、炎をあまり出さずに煙や
ガスを出し、その煙やガスは、あなたが歩くより
早いのです。そして、一度外へ逃げたら、決して
中へ戻らないでください。

以上の3原則を守り、あわてず落ち着いて行動
してください。

◆消防団

皆さんの生命・財産を日夜守っているのは町消
防団です。「自分たちの町は自分たちで守る」こ
の精神で頑張っています。地元消防団活動にご理
解とご協力をお願いします。

火災予防

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

◆住宅用火災警報器の設置

住宅火災から生命を守るために、住宅用火災警
報器の設置が義務づけられています。住宅火災か
らの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅
用火災報知器を設置しましょう。

◆住宅用消火器の設置について

みなさんのお宅には消火器はありますか。消火
器の設置は初期消火に非常に有効です。古くなっ
ていたり、サビが付いている消火器を使用するの
は危険ですので、必ず使用期限をご確認ください。

災害互助会

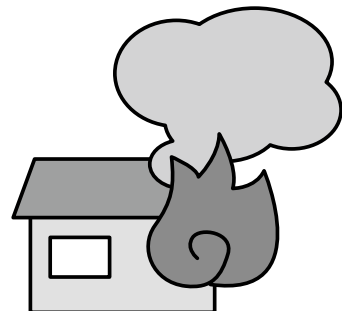
問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

災害互助会では、不幸にして火災にあわれた
方々に対し、町民を代表して見舞金をお渡しして
います。

◆見舞金

居住する住宅が全焼 最高 1,000,000円

部分的な被害の場合は、その程度により額を決
定します。詳しくはお問い合わせください。



救急車が必要なときは…119番

町では救急業務を山形市に委託しています。あわてず、はっきりと通報すれば救急車はその分早く到着します。

救 急

問い合わせ ▶ 防災係

TEL667-1119

○救急車の出動

救急車は、交通事故などの負傷者や急病人を一瞬も早く治療を受けさせるために通報者からの聴取り中でも出動しています。落ち着いて教えてください。

○救急車を要請するときは

1. 現在地と患者さんの年齢、性別
2. 傷病の具体的な状況とその原因
3. 患者さんの呼吸、意識、出血の有無
4. 持病とかかりつけの病院名
5. あなたの名前と電話番号

以上を、あわてずはっきりと伝えてください。

24時間 健康・医療相談サービス

問い合わせ ▶ 防災係

TEL667-1119



119番に迷ったときは

24時間健康・医療相談サービス

0120-023-660

【山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です】

専門スタッフが24時間無料で、わかりやすくアドバイスいたします。

災 害

問い合わせ ▶ 危機管理係 TEL667-1119

◆地震がおきたら

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとる

ことが極めて重要です。いざというときに落ちついて行動できるよう、日ごろから心掛けましょう。

○まず落ち着いて身の安全を

机やテーブルに身を隠す

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくしましょう。座布団などが身近にあれば、頭を保護しましょう。

避難口の確保を

- ・揺れを感じたら、ドアや窓などを開けて避難口を確保しましょう。

あわてて外へ飛び出すな

- ・大揺れは1分程度で収まるので、周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく、落ち着いて行動しましょう。

○あわてず冷静に火災を防ぐ

すばやく火の始末を

- ・使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消し、元栓を締め、電源プラグを抜きましょう。

火が出たらまず消火を

- ・万一出火したら、まず消火器やバケツなどで消し止めましょう。
- ・「火を消せ！」と叫ぶと自分自身を冷静にするきっかけとなります。

○じょうずな避難の条件

避難は徒歩で、持ち物は最小限に

- ・必ず徒歩で避難しましょう。自動車の使用は、交通混乱のもとになります。
- ・携帯品は、必要なものだけにして、背負うようにしましょう。

山崩れ、がけ崩れに注意を

- ・山ぎわや急傾斜地域では山崩れやがけ崩れなどが起こりやすいので、ただちに避難しましょう。

正しい情報の入手を

- ・テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされないようにしましょう。
- ・町、消防団、警察などからの情報には、たえず注意しましょう。
- ・電話は、なるべくかけないようにしましょう。

○協力し合って消火・救出・救護

ふだんからのコミュニケーションを大切に

- ・大きな災害のときに頼りになるのは、家族と隣近所の人たちです。ふだんからのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・お年寄りや身体の不自由な人、ケガ人などに声をかけ、みんなで助け合いましょう。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

避難場所

火災、地震、台風、水害、地すべりなどによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、避難所を開設します。

災害時の対策本部は適時役場に設け、避難場所などについては防災放送、町広報車、登録制メール、SNSなどでお知らせします。

◆非常持出品と備蓄品

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備、点検しておきましょう。

○非常持出品

避難するときは次のものを持ち出しましょう。

1. 貴重品（現金、預金通帳、印鑑など）
2. 非常食品（乾パン、缶詰、栄養補助食品など）
3. 携帯ラジオ、懐中電灯（予備電池は多めに）
4. 応急医療品（ばんそうこう、包帯など、持病のある方は常備薬も）
5. 感染症予防用品（マスク、消毒液、体温計など）
6. その他の生活用品（下着、タオルなど）

○非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自足できるように準備しておきましょう。

1. 飲料水（1人1日3リットルを目安に）
2. 非常食品（レトルト、インスタント食品、調味料など）
3. 燃料（卓上コンロ、固形燃料など）
4. その他の生活用品（毛布、洗面用具、ポリタンクなど）

防災放送自動音声応答システム

防災放送でお知らせした情報を電話で確認することができます。

【自動音声応答電話番号】TEL629-0011

山辺町登録制メール

町からの災害情報などをメールにて配信しております。以下のサイトまたはURLなどから登録ください。

(パソコン・スマートフォン)

<https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home>

(携帯電話)

<https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home>

パソコン・
スマートフォン



携帯電話



交通安全

交通災害共済見舞金

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

交通事故の被害者をお互いに助け合うための制度で、年会費は1人400円です。

万一の事故に備えて、家族全員加入しましょう。

○共済見舞金

治療期間と治療実日数により2万円から15万円の範囲内で支払われます。(後遺傷害50万円、死亡100万円) 交通事故発生の日から、1年以内に請求してください。

○交通遺児に対する一時金の支給

会員である父母(養父母)または、生計の中心者が交通事故で死亡したとき、生計を同じくする

満18歳までの子どもに一時金を支給します。

① 激励見舞金

1世帯 50,000円

② 勉学等奨励金

12歳以下 60,000円

15歳以下 80,000円

18歳以下 120,000円

③ 入学祝金

小学校 50,000円

中学校 70,000円

④ 卒業等祝金

中学卒業 70,000円

18歳到達 120,000円

支給事由発生の日から、1年以内に請求してください。

土地

都市計画区域の土地売買

問い合わせ ▶ 都市整備係 TEL667-1113

都市計画区域内の土地を売るときは、道路計画や地区計画が定められている場合がありますのであらかじめ確認してから、売買を行いましょう。

都市施設の管理

問い合わせ ▶ 都市整備係 TEL667-1113

都市公園内の施設が壊れていたり、特別に使用したいときは、連絡してください。

土地取引の届出

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL667-1110

一定面積（市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡、都市計画区域以外の区域10,000㎡）以上の土地について、土地売買等の契約（予約を含む）をした場合には、当事者のうち権利取得者は契約締結後2週間以内に知事に対し、利用目的、取引価格などを届け出なければなりません。

建物

建築

問い合わせ ▶ 都市整備係 TEL667-1113

建築する場所や土地の面積などによっては、建築確認を受ける前に、都市計画法の許可が必要です。詳しいことは、案内図をご持参のうえ相談してください。



4

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

道 路

道路の掘削・占用

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

道路はみんなの公有財産です。道路を無断で使用したり工事したりすると、交通の安全と快適な生活が保てなくなります。

道路を掘削したり、工事などの資材を置きたい場合には、必ず道路占用許可申請書または道路工事施工承認申請書を提出し、許可を受けてください。

道路や水路に隣接した構造物

問い合わせ ▶ 道路河川係 TEL667-1113

道路や水路の公共用地に、隣接してへいや車庫などの構造物をつくる時は、町や県など関係機関立ち会いの上、境界を確認してから行ってください。

道路、橋、側溝

問い合わせ ▶ 道路河川係 TEL667-1113

道路、橋、側溝などが壊れていたら、連絡してください。

除 雪

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

雪の障害から生活道路を守るため、計画に沿って道路除雪作業を行いますので、ご協力ください。

1. 路上駐車は絶対にしないでください。
2. 道路側溝は流雪溝ではありませんので、雪を捨てないようにしてください。
3. 屋根や宅地内の雪は道路に出さないでください。
4. 家庭の出入り口や車庫の前などは、各自で片づけるようご協力ください。
5. 幅の狭い歩道や除雪対象外の道路は、町内会ごと協力して除雪しましょう。
6. 朝方から雪が降り積もる日が続いたときなどは、日中除雪を行う場合があります。

交 通

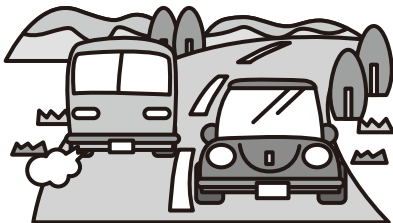
やまのベコミュニティバス

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

通勤・通学・通院・買い物・温泉入浴など幅広く利用できるやまのベコミュニティバスを運行しています。ぜひ、ご利用ください。

また、山間部と平野部の拠点を結ぶデマンドバスもありますので、ぜひご利用下さい。

なお、運行日は、月～土曜日になりますので、ご注意ください。



J R

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL667-1110

▽きっぷの購入方法

【普通乗車券】ワンマン車両の場合は、列車内で整理券を受け取り、下車した駅で運賃をお支払いください。

【定期券や新幹線のきっぷなど】山形駅、北山形駅、寒河江駅などの近隣駅の「みどりの窓口」でご購入ください。

▽乗車券の購入、列車時刻、運賃、空席情報などに関する問い合わせ

J R 東日本お問い合わせセンター
TEL 050-2016-1600

農林水産業

農地の移転および転用

問い合わせ ▶ 農業委員会農地係 TEL667-1114

農地（田、畑）、採草放牧地を売買したり、宅地などに使用する目的で転用するときは、すべて申請あるいは届け出をしなければなりません。締め切りは毎月10日です。

◆申請や届け出の対象となるもの

1. 農地の売買、交換、贈与などによる所有権の移転および農地として賃貸借、使用貸借をするような場合
2. 農地の賃貸借を解約する場合
3. 自己の所有農地を農地以外に転用するような場合
4. 農地を農地以外に転用する目的で売買したり、または、貸し付け、借り受けをするような場合

農業者年金

問い合わせ ▶ 農業委員会農地係 TEL667-1114

農業者の老後の生活安定を図るために設けられた公的年金制度です。

加入できるのは国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方です。

年金は原則65歳に達したときから受給でき、生涯受け取ることができます。

農業者年金への加入と受給の手続きはJAが窓口となります。

農業者年金についてご不明なことがあればお問い合わせください。

農業用使用済プラスチックの処理

問い合わせ ▶ 担い手支援係 TEL667-1106

営農に係る雨よけテントのビニールやマルチ、育苗箱、農薬の空容器などの不要になった農業用プラスチック類は「産業廃棄物」になります。このため、野焼き・不法投棄などをすると、法律により罰せられます。

処分は、購入した販売店へ相談、若しくは年1回の回収を予定しています。詳細は広報などにてお知らせします。

農林水産業の融資制度

問い合わせ ▶ 担い手支援係 TEL667-1106

農業制度融資は、農業者の方々の経営規模の拡大や新たな取り組みなどの農業経営改善を支援するために設けられた融資制度で、県や市町村が利子補給等を行うことにより、長期かつ低利資金の融通を行っております。

農業制度融資を利用するためには、ご自身の農業経営の課題を把握し、今後の農業経営をどのように改善するのかを記載した計画書を作成していただき、農協や銀行等の金融機関に申し込みください。

また、制度の詳細な内容、経営改善計画書の様式等については、最寄りの農協や銀行等にお問い合わせください。

【主なもの】農業近代化資金、スーパーL資金、農業改良資金（無利子）、青年等就農資金（無利子）

農地、農業用施設の補助金、原材料助成制度

問い合わせ ▶ 農村整備係 TEL667-1106

①農地や農業用施設の新設、改良を行う場合

ほ場整備、畑地整備、かんがい排水、農道整備の事業を土地改良区、JA、共同施行者などの団体が行う場合に補助金が交付されます。

②農地や農業用施設が災害を受けてしまった場合

被災した農地や農業用施設を復旧する場合は、補助金や原材料の助成が受けられます。

もしも農地や農業用施設に災害があった場合には、早急にご連絡ください。

③農道の保全や維持管理のために砂利を敷きたい

町や土地改良区が管理保有する農道以外の農道に、砂利等の原材料の一部を助成します。

※上記すべてに要件等がありますので
詳細については、お問い合わせください。

5

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

商工業

勤労者支援

問い合わせ ▶ 商工観光係 TEL667-1106

◆町勤労者生活安定資金融資制度

町内にお住まいの方で職場に労働組合がない、または職場に融資制度がない方のために、低利で融資する制度です。

手続き／東北労働金庫山形北支店（TEL641-1331）

◆ふるさと奨学ローン

地域社会への貢献を目的とした教育資金の融資制度です。

対象／大学・専門学校・高校などにおける教育費用など

融資限度／2,000万円まで

利率／年1.55%～年2.6%（保証料不要）

※金利の変動等により利率は見直す場合があります。直近の利率は手続き先にお問合せください。

利子補給／卒業後、県内に就職すると、それ以降の利子に対し、元金300万円を限度に年2.0%の利子補給が受けられます。

融資期間／最長25年

手続き／東北労働金庫山形北支店（TEL641-1331）

◆町企業人材育成促進支援補助

町内の事業所に就労している方が、仕事に役立つ国家資格または技能検定の取得に必要な経費の一部を補助します。（取得後、1年間は町内事業所に継続して勤務する意思のある方が対象）



商工業振興

問い合わせ ▶ 商工観光係 TEL667-1106

地域経済における商工業の総合的な発展と振興に関して、事業者の皆さんのやる気に応えられるように、次のことを中心に助言・支援を行っています。

◆融資・貸与制度

事業を実施したいが資金が足りない。何か良い制度があれば…とお考えの方のご相談に応じます。

目的にあった事業を実施する場合、一定の要件を満たせば、下記のような低利の制度資金や、設備貸与制度をご利用いただけます。

○県商工業振興資金融資制度

1年以上引き続いて県内で事業をしている中小企業が対象です。

○設備貸与制度

中小企業の皆さんや創業者の方が必要な設備の導入を図りたいとき、山形県企業振興公社が代わって購入し、長期かつ低利の有利な条件で割賦販売またはリースします。

○町中小企業振興資金融資制度

町内で1年以上引き続き同一事業をしている中小企業者（個人または法人）が対象です。町税を完納していることなどが条件で、町内の銀行で取り扱っています。

◆経営相談

商工会には経営指導員がいます。

金融・税務経理・経営改善指導、情報化への支援など、ご相談ください。

山辺町商工会／TEL 664-5939

◆はかりの定期検査

商店、JA、薬局、学校などで証明、取引に使われている「はかり」は2年ごとに定期検査が義務付けられています。農家などで「はかり売り」をする場合でも、使用する「はかり」は検査の対象になります。必ず、定期検査を受けてください。

幼児・学校教育

保 育 所

問い合わせ ▶ 子育て支援係 TEL667-1107
安達峰一郎
記念保育所 TEL664-5066

◆保育所への入所

生後6ヵ月から就学前までの子どもで、保護者やその家族が仕事や病気などで保育できない場合に入所できます。

◆一時的保育

1歳から就学前までの子どもで、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育ができなくなった児童を有料でお預かりします。(週3日または月12日以内)

申し込み／安達峰一郎記念保育所 TEL664-5066

◆子育て支援センター（子育て広場）

週3回、0歳から就学前までの子どもと子育てをしている方が一緒に遊びを楽しみます。また、育児相談も行います。

認定こども園

問い合わせ ▶ 子育て支援係 TEL667-1107

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。教育認定と保育認定があり、教育認定は施設へ、保育認定は町に申し込みをします。

- ・認定こども園やまべ幼稚園 (TEL664-6020)
- ・認定こども園ゆりかご幼稚園 (TEL664-5355)

学童保育

問い合わせ ▶ 子育て支援係 TEL667-1107

保護者が労働等により、家庭にいない小学生の児童を授業終了後等に、お預かりします。放課後児童支援員の指導のもと、宿題をしたり、遊んだりして過ごします。利用については、ゆりかご児童クラブ (TEL664-5355)、やまべ学童クラブ (TEL664-6020) に申し込んでください。

小・中学校

問い合わせ ▶ 教育委員会学校教育係 TEL667-1115

◆就学時健康診断

小学校に入学予定のお子さんを対象に実施します。通知書を各家庭にお送りしますので、健康診断を受けてください。

◆入学

小学校に入学する児童の保護者の方に対し、入学する年の3ヵ月前に入学通知書をお送りします。中学校入学時も同様です。

- ・入学通知書が届かない
- ・病気などで入学が遅れる
- ・国立や私立の学校に入学する

以上のような場合はご連絡ください。

◆転校

転校の手続きは、最初に住民係で住所変更の手続きをしてから、それぞれ下記のように手続きをしてください。

町外へ転出の場合

教育委員会で児童生徒の転出の手続きをし、転校前の学校から受け取った証明書を転校先の学校に届けてください。

町内に転入の場合

教育委員会で転入学の手続きをし、転校前の学校から受け取った証明書を転校先の学校に届けてください。

町内の転校の場合

教育委員会で児童生徒の住所変更の手続きをし、転校前の学校から受け取った証明書を転校先の学校に届けてください。

◆心身障がいの程度に応じた教育

心身に障がいのある子どもを対象にした特別支援学級を設置しています。心身に障がいのある(疑いのある)お子さんについては、入学する前年に早めにご相談ください。

6

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

援助や貸し付け

問い合わせ ▶ 教育委員会総務係 TEL667-1115

◆児童生徒就学援助

経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の世帯を対象に、学用品購入費や給食費、修学旅行費などの援助をしています。援助を希望される方は、教育委員会または学校へご相談の上、申請してください。

◆特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する小・中学生の世帯を対象に、就学費用の一部を補助する制度です。対象者の方へ学校を通してお知らせします。

請求の際に、学用品購入等の領収書などが必要になりますので、大切に保管しておいてください。

◆奨学金の貸し付け

町の奨学金制度として、大学・短期大学へ進学する方で、経済的な理由などで学費の支払いが困難と認められる方に、奨学金を貸与しています。

奨学金は入学一時金として、1人につき50万円以内です。奨学金の貸し付けについて、ご不明なことがあれば、お問い合わせください。



教養・スポーツ

社会教育

問い合わせ ▶ 教育委員会社会教育係 TEL664-6033

楽しく学習していただける場、活発な文化活動の場としての公民館や図書室などを整備するとともに、皆さんのニーズに合わせた各種講座を開催しています。

◆公民館の利用

地域の活動やサークル活動の場所として各公民館を利用できます。利用される方は、利用する公民館に直接申し込んでください。また、公民館では、さまざまな講座を開設していますので、ご利用ください。講座の情報は「社会共育のひろば」(町の広報に掲載されています)などをご覧ください。

◆図書の利用

教養を深めるために、中央公民館図書室や、各公民館の図書コーナーでさまざまなジャンルの本を貸し出いたします。また、学習スペースもご利用いただけます。

《利用時間》

午前10時～午後7時

ただし、土・日曜日および国民の祝日は、午前10時～午後5時です。

(休室日：月曜日および年末年始)

◆児童室『わいわいランド』の利用

お子さんの健やかな成長を願い、保護者の仲間づくりの場の提供を目的として中央公民館に児童室を開設しています。お気軽にご利用ください。

《開設日》毎日(年末年始を除く)

午前10時～午後5時



社会体育

問い合わせ ▶ 教育委員会スポーツ振興係 TEL667-1115

皆さんがスポーツに親しみ、楽しんでいただくための各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しています。

日時や内容などは、そのつどお知らせします。

◆町スポーツ推進委員

スポーツ実技の指導、その他スポーツ振興のための指導と助言を行うため、スポーツ推進委員を委嘱しています。

スポーツに関する相談などがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆町スポーツ振興基金

スポーツ水準の向上を目指し、地域・職場のスポーツ振興、体育・スポーツ団体の振興などを積極的に推進しています。また、国体の競技種目に準ずる種目で、県予選会を経て、東北大会・全国大会に出場される選手の方には激励金を支給しています。

◆スポーツ安全保険

5人以上でスポーツ・文化・ボランティア・地域活動などを行うグループを対象に、活動中および往復途中の傷害事故や賠償責任を負う事故を補償します。ぜひ加入をお勧めします。

◆山辺町スポーツ協会

競技スポーツの普及強化を目指す団体ですが、同時に生涯スポーツの推進のための大会開催や競技力向上を目的としたジュニアクラブの活動も行っていきます。

◆山辺の里スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブです。「軽スポーツ・健康教室」「スポーツサークル」などさまざまな活動を行っています。

◆町スポーツ少年団

子どもたちに楽しみながらスポーツの基礎を習得させるとともに、健全な心身とたくましさ育てるものです。また、励まし合える友だちができ、より良い交流が図れます。

6

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

町の歴史と文化

町史

問い合わせ ▶ 教育委員会社会教育係 TEL664-6033

山辺町史頒布中

新しい資料と写真で綴った町史上・下巻を読むことで山辺町の歴史がわかります。

○町史上巻の特徴

山辺町の風土をはじめ、原始から江戸時代までにかけて、町が歩んできた歴史を見やすく、読みやすく編集しております。

○町史下巻の特徴

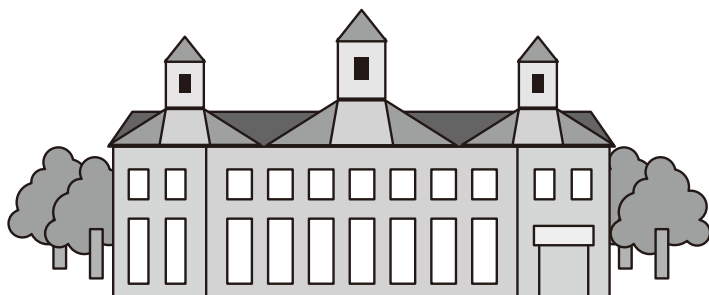
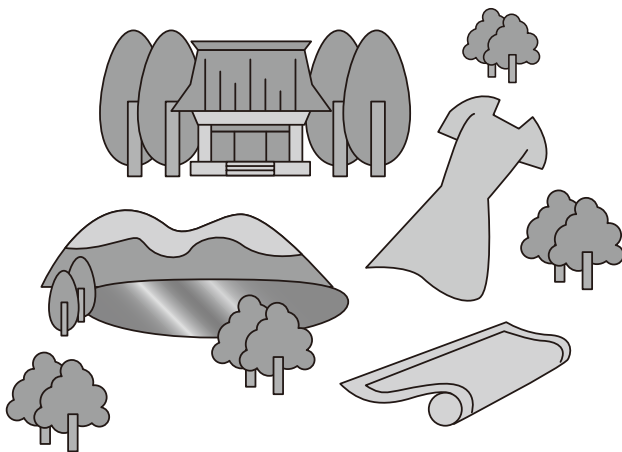
明治から平成までの歴史の移り変わりを行政・産業・教育・文化面からの町に密着した生活の分野を、懐かしい写真とともに編集しております。町史は山辺町教育委員会・山辺町ふるさと資料館・山辺町内書店で購入できます。

価格4,000円（税込・送料別途）

文化財

問い合わせ ▶ 教育委員会社会教育係 TEL664-6033

町内にある文化財の調査や保護を行っています。



芸術文化

問い合わせ ▶ 教育委員会社会教育係 TEL664-6033

活発な文化活動を推進するための事業を行っています。町民を対象にした芸術文化の発表会や、町内の団体が全国レベルの芸術文化の大会に参加する際の支援をしています。

◆文化団体協議会

町における芸術発展と人生を豊かにするため下記の文化団体が活動し、発表と相互交流の場として総合文化祭を開催しています。

【文化団体協議会加入団体】

- ・山辺女声合唱団（合唱）
- ・山辺三曲会（邦楽）
- ・山謡会（謡曲）
- ・山辺岳風会（詩吟）
- ・山辺フォトクラブ（写真）
- ・山辺美術クラブ（絵画等）
- ・山辺町郷土史研究会（郷土史）
- ・池坊（華道）
- ・やまのべオカリナーナクラブ（オカリナ）
- ・ミニバラ会（フラワーアレンジメント）
- ・山辺ウインドアンサンブル（管楽器）
- ・おどりクラブ・夢なごみの会（民舞）
- ・男声コーラス隊「チェリー」（合唱）
- ・やまのべ少年少女合唱団（合唱）
- ・劇団やまのべ（演劇）
- ・ザ・HAKO工房長屋（石工）
- ・山辺ハーモニカアンサンブル（ハーモニカ）

地区委員

地区委員の制度

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL667-1110

町政の円滑な運営を図るために、各地区に『地区委員』を委嘱しています。

地区委員は地区民の互選によって推薦を受けた方です。町と住民の間の連絡を密にする役割を担っています。

ブロック	地区名 (町内会)
中央	本町・駅前・仲町・大手町・弾正淵・下裏小路・東館・上裏小路・前小路・西館・前ノ内西町・北ノ宿・上野・上宿・上田小路
東部	大門町1丁目・大門町2丁目・大門町3丁目・大門町4丁目・大門町5丁目・大門町6丁目・大門町7丁目・大門東光台
南部	長嶋1丁目・長嶋2丁目・長嶋3丁目・沢寺・田中・南町1丁目・南町2丁目・南町3丁目・田小路・鍛冶町・鍛冶町2丁目・新町1丁目・新町2丁目・新町3丁目・清水町・三河尻
北部	東町・東高橋・高橋1丁目・高橋2丁目・西高橋・芦沢
緑ヶ丘	緑ヶ丘2丁目・緑ヶ丘3丁目・緑ヶ丘4丁目・緑ヶ丘5丁目・緑ヶ丘6丁目
大寺	西之表・天神・橋本・学校前・久保・南組・北組・蓮台寺・熊沢・宿・上道・荒宿・杉下
中	東・中丸・前方・荒谷・相ノ沢・湯舟・面白遅根
作谷沢	大杉向・森向・沢下・館野・小針生・上芦沢・築沢東部・築沢中部・築沢西部・畑谷東部・畑谷中部・畑谷西部・畑谷南部・摂待・馬牽
相模	根際第1・根際第2・根際第3・根際第4・根際第5・根際第6・根際第7・根際第8 大塚第1・大塚第2・大塚第3・大塚第4・要害第1・要害第2・要害第3・下原
近江	近江1丁目・近江2丁目・近江3丁目・近江4丁目・近江5丁目・近江6丁目・近江7丁目・近江8丁目・近江9丁目

7

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

選挙

選挙

問い合わせ▶ 選挙管理委員会事務局 TEL667-1111

◆選挙権

日本国民で満18歳以上の方は、選挙権があります。しかし、選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

町の住民基本台帳に、引き続き3カ月以上登録されている方を選挙人名簿へ登録します。

◆投票所の入場券

選挙権のある方には『投票入場券』をお届けします。投票の当日、指定された投票所にお持ちください。

入場券が投票日までに届かなかった場合や万一紛失した場合は、投票所で申し出てください。

◆期日前及び不在者投票

投票日に投票できない方は、前もって投票することができます。(期日前及び不在者投票)

病院などでも不在者投票をすることができます。

◆代理投票

投票用紙に記入できない方のために代理投票があります。係員に申し出てください。

あなたの投票所は

投票区	投票所	地区名
1	山辺北部公民館	東町・東高橋・高橋1丁目・高橋2丁目・西高橋・芦沢
2	山辺町中央公民館	本町・駅前・仲町・大手町・弾正淵・下裏小路・東館・上裏小路前小路・西館・前ノ内・西町・北ノ宿・上野・上宿・上田小路
3	山辺町緑ヶ丘 コミュニティセンター	緑ヶ丘2丁目・緑ヶ丘3丁目・緑ヶ丘4丁目・緑ヶ丘5丁目 緑ヶ丘6丁目
4	山辺南部公民館	長嶋1丁目・長嶋2丁目・長嶋3丁目・沢寺・田中・南町1丁目 南町2丁目・南町3丁目・田小路・鍛冶町・鍛冶町2丁目 新町1丁目・新町2丁目・新町3丁目・清水町・三河尻
5	山辺東部公民館	大門町1丁目・大門町2丁目・大門町3丁目・大門町4丁目 大門町5丁目・大門町6丁目・大門町7丁目・大門東光台
6	山辺町大寺公民館	西之表・天神・橋本・学校前・久保・南組・北組・鬼ノ目 蓮台寺・熊沢・宿・上道・荒宿・杉下・相ノ沢・メルヘン
7	山辺町役場中支所	東・中丸・前方・荒谷・湯舟・面白遅根
8	山辺町役場作谷沢支所	大杉向・森向・沢下・館野・小針生・築沢東部・築沢中部 築沢西部
9	畑谷公民館	上芦沢・畑谷東部・畑谷中部・畑谷西部・畑谷南部・摂待・馬牽
10	山辺町相模公民館	根際第1・根際第2・根際第3・根際第4・根際第5・根際第6 根際第7・根際第8・要害第1・要害第2・要害第3・下原
11	大塚自治公民館	大塚第1・大塚第2・大塚第3・大塚第4
12	山辺町近江公民館	近江1丁目・近江2丁目・近江3丁目・近江4丁目・近江5丁目 近江6丁目・近江7丁目・近江8丁目・近江9丁目・やまのべ荘

●投票時間／午前7時から午後8時まで

(ただし、第7投票区、第8投票区、第9投票区については、午前7時から午後7時まで)

7

地区委員
選挙・議会
広報広聴

魅力あるまちづくり

議 会

議 会

問い合わせ ▶ 議会事務局 TEL667-1117

議会は町の各種施策を審議し、決定するためにあります。議会の本会議は、定例的に招集される定例会と、必要がある場合に随時招集される臨時会があり、自由に傍聴できます。

定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の4回開催されます。定例会では、一般質問を含め、議会の権限に属する全てを審議します。

◆町議会の傍聴

町議会の本会議は、会期中いつでも傍聴できます。

※傍聴人の方へ

1. 傍聴人受付票に、住所・氏名・年齢を記入してください。
2. 定員は40名になっており、受付先着順で締切らせていただきます。ほかに車椅子用が3席あります。
3. 傍聴中は、静粛せいじゆくにお願いします。
4. 傍聴席での携帯電話やカメラ、録音機、ビデオの使用はできません。
5. 傍聴人の取り締まりに関し必要な規則が定められておりますので、これらに違反したときは退場していただくことがあります。

なお、本会議は町ホームページで議会中継録画をご覧くださいことができます。

◆請願・陳情

議会に対する請願・陳情は請願書、陳情書を提出することで誰にでもでき、請願書は議会で審議されます。

提出は次の要領で行ってください。

- ① 件名、内容、理由を記載のうえ、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は所在地）を記載し、請願者（法人の場合はその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印してください。
- ② 道路や河川など場所に関するものについては略図などを必ず添付し、その箇所が分かるようにしてください。

次の3点にご注意ください。

- 請願書には、その表紙に紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
- 請願・陳情はいつでも受け付けておりますが、事務処理の都合がありますので、定例会開催日の14日前までに提出してください。
- 請願者の個人情報（住所・団体名・氏名）の適正な取り扱いのため、請願の提出時に「同意書」の提出をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、議会事務局（tel 667-1117）までお問い合わせください。

まちづくり

総合計画

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL667-1110

向こう10年間のまちづくりの“指針”となる総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成されています。まちづくりの基本理念の実現を目指して、策定及び推進にあたっては、皆さんと行政による『協働のまちづくり』が基本となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

統 計

問い合わせ ▶ 情報統計係 TEL667-1110

統計調査はまちづくりの重要な基礎資料です。さまざまな問題を明確にし、最も効果的な対策を生み出していくために使われます。統計調査員がご家庭や事業所を訪問いたします。記入もれや記入方法に間違いがないようご注意の上、各種統計調査へのご協力をよろしくお願いします。統計の調査に重要な役割を果たす統計調査員を随時募集しています。

7

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

人材バンク

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL667-1110

さまざまな分野ですぐれた技術や知識をお持ちの方を登録し、その技能を地域活動に活かしていただくために、町が登録者と利用者の橋渡しをするのが『山辺町人材バンク』です。

利用申込みは

登録者を講師として利用したい方は、協働推進係へ申し込みください。

広報広聴

広 報

問い合わせ ▶ 情報統計係 TEL667-1110

皆さんと町をつなぐパイプ役となるのが広報やまのべおよびお知らせ版です。広報やまのべでは、町の施策を分かりやすく解説したり、町民の皆さんの取り組みを紹介したりしています。毎月15日に発行し、地区委員さんを通じて全世帯に配布しています。

お知らせ版には、町内の行事開催や各種情報などを掲載し、1月を除く毎月1日に発行。配布方法は広報やまのべと同じです。

要望など

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL667-1110

町の施策や地域課題などについての要望、意見、提言がある場合、要望書などの書面でその内容を伝えることができます。なお、この要望書などの提出について、住民自治組織の場合はブロック協議会の構成区域にお願いしています。

提出要領は、議会に対する請願、陳情の要領①、②と同じです。(※45ページ上段右側参照)

広 聴

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL667-1110

皆さんからの要請により、地域課題や町の施策、まちづくりへの提案などについて懇談する「町長と語る会」があります。開催を希望される場合は、希望日の1カ月前までに開催希望書をご提出ください。なお、開催が住民自治組織になる場合は、ブロック協議会の構成区域となります。(希望書は町ホームページから取得できます)

また、町長が町の施策について皆さんから広くご意見などをお聞きするのが「町政懇談会」です。開催する際には町広報紙などでお知らせします。

この他、町へのメールや電話、手紙などでも皆さんからの声をお受けします。



施設・観光案内

玉虫沼農村公園

問い合わせ ▶ 農村整備係 TEL667-1106

山あいひっそり佇む玉虫沼農村公園は、生活の喧騒から離れ心を落ち着かせるには最適の場所です。

ふるさと資料館

問い合わせ ▶ ふるさと資料館 TEL664-5033

町の産業、文化、民俗など貴重な資料を保存・展示しています。紅花や藍染め、ひな人形展などそれぞれ企画し、紹介していますので、ご覧ください。

入館料 一般 200円
学生 100円
小・中学生 50円

開館時間 4月1日～10月31日 / 9:30～16:30
11月1日～3月31日 / 10:00～16:00

休館日 毎週月曜日と祝日（こどもの日・文化の日を除く）
および年末年始

（特別企画展の入館料は変更になる場合があります。）

安達峰一郎博士生家

問い合わせ ▶ 山辺北部公民館 TEL667-0551

町の偉人「安達峰一郎博士」の生まれ育った家を修復し、公開しています。博士に関する資料も随時展示していますので、ご覧ください。

入館料 無料

※希望の方は事前に申し込んでください。

山辺温泉保養センター

問い合わせ ▶ 山辺温泉保養センター TEL664-7777

山辺温泉保養センターは、町民の保養と健康づくり施設として昭和58年4月11日にオープン。平成17年4月に新浴場棟が完成しゆったりとした浴場で泉質の違う2つの源泉を楽しむことができます。輝らりやまのべ源泉は、鉄やカルシウム分を多く含むナトリウム塩化物泉で空気に触れるとミルクティ色を示す泉質です。保温効果抜群の温泉です。

利用時間等

受付時間 午前6時30分～午後8時30分

入浴時間 午前6時30分～午後9時00分

利用料金 中学生以上350円、小学生150円

休けい室を利用した場合は利用料がかかります。

休館日 元旦、毎月第4月曜日



町民農園

問い合わせ ▶ 農村整備係 TEL667-1106

町民の健康増進と健全な余暇活動の推進を図るための有料の農業体験施設です。

対象 / 町内に住所がある個人か団体

区画数 / 29区画

農地面積 / 20㎡～63㎡

利用料金 / 年額2,200円～6,930円（1㎡当り110円）

付帯施設 / 駐車場（25台分）、トイレ、水飲場、農地用水道等

利用期間 / 1年間。希望により同じ場所を最大5年間継続利用可能

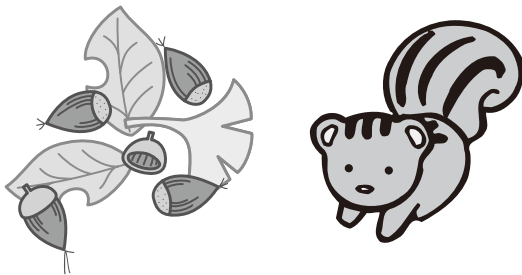
農園の利用 / 作物は自由に栽培できます。ただし、建物等の設置や樹木類・笹竹類・毒草等の栽培はできません。

※利用者の募集は、広報紙などでお知らせします。

スポーツ施設

問い合わせ ▶ 町民総合体育館 TEL664-7263

1. 町民総合体育館	アリーナ バスケットボール2面 バレーボール 2面(3面) バドミントン 6面 トレーニングルーム、幼児高齢者体育室 ミーティングルーム
2. テニスコート	全天候型4面、夜間照明有
3. 町民グラウンド	トラック1周300m、野球・ソフトボール2面
4. 町民野球場	両翼91m、中堅112m、夜間照明有
5. 武道館	柔剣道場3面、観覧席
6. 屋内ゲートボール場	ゲートボール場2面、テニスコート1面、クラブハウス
7. 町民プール	50m8コース、アスレチックプール、幼児プール プールハウス



山形連携中枢都市圏

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL667-1110

「連携中枢都市圏」は、市町村同士が連携して経済の活性化や都市機能の強化、生活サービスの向上を図ることを目的に形成する圏域です。圏域の中心（連携中枢都市）となる山形市と、近隣の寒河江市・上市市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町との間で、「山形連携中枢都市圏」の連携協約を締結しています。山形連携中枢都市圏ビジョンにより、「誰もが安心して快適に暮らせる圏域」「ゆとりや心の豊かさにあふれた圏域」「夢と希望をもって、生き生きと暮らせる魅力ある圏域」を圏域の中長期的な将来像とし、連携協約に基づく具体的な取り組みを進めていきます。

新・奥の細道

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL667-1110

地域の特色ある文化や歴史に親しめるようにと設けられたのが東北自然歩道「新・奥の細道」です。町内を通るのは①玉虫湖畔と民話の里を訪ねるみち②鳥海山と史跡のみちの2コース。所々にある指導標に沿って自分の足でゆっくり歩きながら自然を楽しむことができます。
※一部、通行不能な区間があります。

県民の森

問い合わせ ▶ 森林学習展示館 TEL666-2116

県政100年を記念して整備された施設です。10数個の沼が点在し、スギ、コナラ、ブナなど緑に恵まれたところです。森林学習展示館、森の工房、キャンプ場、フォレストアドベンチャーなどがあります。(森林学習展示館の利用は4月29日～11月末)

各種相談

■生活相談

- ★病気や失業などによって、生活困窮になり、自らの力では生活を維持できない事態になったときに生活保護制度があります。
- ◆福祉係 667-1107
または民生委員児童委員へ

■消費生活相談

- ★訪問販売などで起きたトラブルの相談をします。
- ◆情報統計係 667-1110
- ◆県消費生活センター（山形県庁内）
624-0999

■介護相談

- ★介護認定や介護に関する相談に応じます。
- ◆介護保険係・介護支援係 667-1107
- ◆山辺町地域包括支援センター 666-6565
- ◆居宅介護支援事業所
やまのべ荘 665-7844
メルヘン 667-0009
スマイルやまのべ 667-0438
ウェタスク 615-8846

■シルバー110番

- ★お年寄りとその家族に安心して暮らしていただくための情報提供と相談です。
- ◆県高齢者総合相談所（山形市小白川町2-3-30）
622-6511 FAX622-1277
※月～金曜日 午前9時～午後5時

■小児救急電話相談（15歳未満対象）

夜間に医療機関を受診するか迷ったときに相談ください。
#8000 633-0299（ダイヤル回線、IP電話、プッシュ回線の場合）
毎日 午後7時～翌朝8時

■大人の救急電話相談（15歳以上対象）

夜間に医療機関を受診するか迷ったときに相談ください。
#8500 633-0799（ダイヤル回線、IP電話、プッシュ回線の場合）
毎日 午後7時～翌朝8時

■いのちの電話

- ★だれにも言えない悩みを抱えていませんか。電話一本の勇気を出してみましょう。
- ◆社会福祉法人山形いのちの電話
専用電話 645-4343
午後1時～10時（年中無休）

■子どもいじめ110番

- ◆山形地方法務局 634-9110

■人権擁護相談

- ◆人権擁護委員または
山形地方法務局 625-1321

■教育相談

- ★児童・生徒のいじめや不登校、あるいは学習や友達のことなど悩みや困っていることを相談してください。
- ◆教育相談室（中央公民館内）
664-6042
※毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
夜間（金曜日のみ）午後6時～8時30分

■子育て相談

- ★子育ての悩みや心配ごとは何でも相談してください。
- ◆安達峰一郎記念保育所 664-5066

■配偶者暴力相談

- ◆県配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）
627-1196
午前8時30分～午後5時15分
- ◆山形県福祉相談センター（中央児童相談所）
627-1195
午前8時30分～午後10時
※月～金（祝日、年末年始を除く）

■女性の悩み等相談

- ◆山形市男女共同参画センター「ファアラ」
645-8077
午後2時～午後7時 月・水
午前9時～午後12時 火・金
午前9時～午後1時 木・土
午後2時～午後5時 日
※事前に予約が必要です。
祝日・振替休日・年末年始を除く。

■行政相談

- ★行政に対する苦情や相談を受け付け、解決を図ります。
- ◆行政相談委員または
山形行政評価事務所 623-1100

■外国人相談

- ★在住外国人の方に母国語による電話相談をしています。
- ◆財団法人山形県国際交流センター（霞城セントラル2F）
相談専用電話 646-8861
相談言語 開設曜日 開設時間
英語・日本語 火～土 10:00～17:00
中国語 火・金 10:00～14:00
ポルトガル語 水 10:00～14:00
韓国・朝鮮語 木・土 10:00～14:00
タガログ語 金 10:00～14:00

くらしのダイヤル

火災・救急 — 119

■町業務

役場	667-1111
中支所	666-2113
作谷沢支所	666-2121
※斎場使用 山形市役所	641-1212

■日曜当番医

伊東医院	664-5025
和敬会クリニック	664-5178
鈴木医院	664-5345
山辺こどもクリニック (令和5年度は休止)	
悠愛会クリニックメルヘン	667-0088
やまのべ藤田クリニック	665-7003
やまのべ整形外科	665-8900
ひでたま胃腸科眼科クリニック	665-8876

■し尿処理

(有) 原田衛生	664-5321
山辺清掃社	664-6108
(有) 吉田総合商事	664-7258

■水道・電気

最上川中部水道企業団(中山町)	662-2163
東北電力(山形市)	641-1311

■教育・文化施設

中央公民館	664-6033
中央公民館図書室	664-6433
山辺公民館	664-6033
山辺東部公民館	664-6004
山辺南部公民館	665-7305
山辺北部公民館	667-0551
大寺公民館	664-5661
中公民館	666-2113
作谷沢公民館	666-2121
相模公民館	664-5663
近江公民館	664-7895
安達峰一郎博士生家	667-0551
ふるさと資料館	664-5033
山辺町ふるさと交流センター(あがらっしゃい)	665-8582
緑ヶ丘コミュニティセンター	664-6511

■スポーツ施設

町民総合体育館	664-7263
---------	----------

■老人保健施設

メルヘン	667-0001
------	----------

■保健福祉施設

保健福祉センター「輝らりやまのべ」	667-1177
山辺町地域包括支援センター	666-6565

事件・事故 — 110

■子育て広場

安達峰一郎記念保育所	664-5066
山辺南部公民館	665-7305
山辺北部公民館	667-0551

■学童保育

ゆりかご児童クラブ	664-5355
やまべ学童クラブ	664-6020

■保育所・幼稚園・認定こども園

安達峰一郎記念保育所	664-5066
認定こども園・やまべ幼稚園	664-6020
認定こども園・ゆりかご幼稚園	664-5355

■特別養護老人ホーム

やまのべ荘	665-7891
-------	----------

■保養施設

山辺温泉保養センター	664-7777
------------	----------

■観光・レジャー

県民の森(4月29日~11月末)	666-2116
山形ゴルフ倶楽部	666-2221
山辺町ふるさと交流センター(観光案内)	665-8582

■交通

コミュニティバス	667-1109
----------	----------

■各種団体

社会福祉協議会	664-7982
シルバー人材センター	667-1055

■警察

山辺駐在所	664-5009
-------	----------

■24時間健康・医療相談サービス

24時間年中無休／通話料・相談料無料

☎0120-023-660

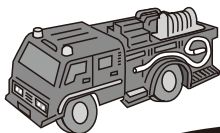
※非通知設定の電話からの相談は受けることができませんので、ご注意ください。

■消防車両出動状況問い合わせ電話番号

災害情報テレホンサービス 050-1807-3119

火災・救急は 119番へ まずは、落ち着きましょう

火事ですか？救急ですか？



「火事です」

場所・目標・状況をはっきりと通報
例「〇〇地区の〇〇学校北側の〇〇〇さんの住宅で、二階が燃えています」

あなたの名前と電話番号



「救急です」

現在地と患者さんの年齢、性別

傷病の具体的な状況とその原因

患者さんの呼吸、意識、出血の有無

持病とかかりつけの病院名

あなたの名前と電話番号

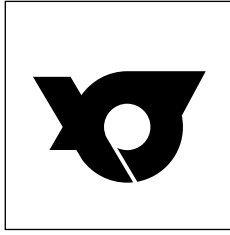
◎携帯電話からの通報

通話中に途切れたりすることがないように、必ず車両を停止し、歩行中は立ち止まって通報してください。

◎事件・事故の通報は 110番へ

困りごとや心配ごとなどは、警察総合相談電話へ
☎642-9110（24時間受付しています）プッシュホンは#9110





■ 山辺町章 ■

山辺の「や」の文字をデザイン化し、町の平和と団結を願い、親和の中にその飛躍と発展を簡明に象徴したもの。

■ 町民憲章 ■

Resident's Pledge

わたし
私たちは、
歴史と伝統に輝く、緑と湖沼のふるさと山辺の町民です。

わたし
私たちは、
この豊かな郷土をさらに発展させるため、力を合わせて
五つの目標の達成に努めます。

1. 自然を愛し環境を整え、美しい町をつくりましょう。
2. 心と体を鍛え、健康で明るい町をつくりましょう。
3. きまりを守り助け合い、住みよい町をつくりましょう。
4. 産業を興し^{おこ}勤労を^{たも}と尊び、豊かな町をつくりましょう。
5. 教養を深め、薫り高い文化の町をつくりましょう。



■ 町の花 ■

【リンドウ】

リンドウ科の多年草。古来ふるさとの山に
自生し、花期も長く（8月～10月）、観賞用
としても高く評価されています。



■ 町の鳥 ■

【オオタカ】

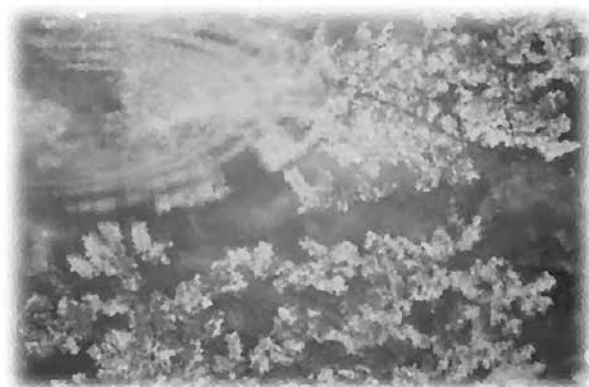
中型の代表的なワシタカ科のタカ。威厳と
迫力を備え、その勇壮さ、美しさは抜群で、
躍進する山辺の将来を象徴しています。



■ 町の木 ■

【キャラボク】

イチイ科の常緑針葉樹。常に緑を保ち、耐
寒、耐虫性に富み、生命力の強いふるさと
の木として、人々から愛されています。



山辺町

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
TEL.023-667-1111 FAX.023-667-1112
<http://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>